

令和4年第233回滑川町議会定例会

〔決算審査特別委員会〕

1. 日 時 令和4年9月26日(月)

午前 9時00分 開会

午後 4時23分 閉会

2. 場 所 滑川町議場

3. 議 題

(1) 委員長互選

(2) 副委員長互選

(3) 認定第1号 令和3年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について

(4) 認定第2号 令和3年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について

出席委員(12名)

1番	宮 島 一 夫	委員	2番	高 坂 清 二	委員
3番	松 本 幾 雄	委員	5番	上 野 葉 月	委員
6番	井 上 奈 保 子	委員	7番	紫 藤 明	委員
8番	小 澤 実	委員	9番	北 堀 一 廣	委員
11番	菅 間 孝 夫	委員	12番	内 田 敏 雄	委員
13番	吉 野 正 浩	委員	14番	阿 部 弘 明	委員

欠席委員(なし)

出席者

滑川町議会議長	瀬 上 邦 久
代表監査委員	新 井 佳 男
監査委員	上 野 廣

事務局職員出席者

議会事務局長	島 田 昌 徳
書記	田 島 百 華

録 音 高 坂 真 理 子
録 音 大 熊 緩 子

説明のため出席した人

町 長	吉 田	昇
副 町 長	柳 克	実
教 育 長	馬 場 敏	男
総 務 政 策 課 長	小 柳 博	司
税 務 課 長	篠 崎 仁	志
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	高 坂 克	美
町 民 保 険 課 長	岩 附 利	昭
福 祉 課 長	木 村 晴	彦
高 齢 介 護 課 長	篠 崎 美	幸
健 康 づ くり 課 長	武 井 宏	見
環 境 課 長	関 口 正	幸
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	服 部 進	也
建 設 課 長	稲 村 茂	之
教 育 委 員 会 事 務 局 長	澄 川	淳
上 下 水 道 課 長	會 澤 孝	之
議 会 事 務 局 長	島 田 昌	德
代 表 監 査 委 員	新 井 佳	男
議 選 監 査 委 員	上 野	廣
総 務 政 策 課 副 課 長 兼 主 席 主 幹 ・ 総 務 担 当	大 林 具	視
総 務 政 策 課 主 幹 ・ 人 権 ・ 自 治 振 興 担 当	齋 藤 訓	行
総 務 政 策 課 主 査 ・ 総 務 担 当	武 内 章	泰
総 務 政 策 課 主 査 ・ 企 画 調 整 担 当	久 保 島	賢
総 務 政 策 課 主 任 ・ 秘 書 広 報 担 当	鎌 田 武	志
総 務 政 策 課 主 任 ・ 財 政 担 当	清 水 敬	史

総務政策課主事・ 総務担当	杉	田	理香子
税務課副課長兼主席主幹・ 資産税担当	大	熊	緩子
税務課主任・ 管理担当	小	澤	大祐
税務課主任・ 町民税担当	内	田	裕太
会計課副主幹・ 会計用度担当	金	井	淳子
町民保険課主任・ 町民担当	長	野	美由紀
産業振興課副課長兼主席主幹・ 農林商工担当	吉	野	和弘
産業振興課主任・ 土地改良担当	田	幡	俊史
農業委員会事務局 次長兼主席主幹・ 農地担当	福	島	吉朗
建設課副課長兼 主席主幹・管理担当	松	葉	良次
建設課副主幹・ 道路整備担当	江	森	徹
建設課主査・ 都市計画担当	福	田	典生
建設課主任・ 開発指導担当	内	田	浩輔
議会事務局主事・ 庶務担当	田	島	百華
町民保険課主事・ 年金国保担当	強	瀬	利賀
福祉課副課長兼主席主幹・ こども福祉担当	宮	島	栄一
福祉課副主幹・ 社会福祉担当	奥	野	忠
福祉課主任・ こども福祉担当	添	田	涼
福祉課主事・ こども福祉担当	恩	曾	良平
高齢介護課主査・ 高齢者福祉担当	武	内	睦

健康づくり課 副課長兼主席主幹・ 保健予防担当	西	浦	俊	行
健康づくり課 副主幹・ 保健予防担当	早	川	裕美子	
健康づくり課主任・ 健康づくり担当	西	須	弘	明
環境課主任・ 生活環境担当	齋	藤	敬	己
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 教育総務担当	権	田	尚	司
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 生涯学習担当	堀	口	章	子
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 文化財保護担当	上	野		聡
教育委員会事務局 主席主幹(指導主幹) ・学校教育担当	寺	田	陽	介
教育委員会事務局 主査・図書館担当	田	宮		圭
教育委員会事務局 主任・ 生涯スポーツ担当	強	瀬	和	成
町民保険課 副課長兼主席主幹・ 年金国保担当	松	本	由紀夫	
町民保険課 主席主幹・ 年金国保担当	関			静
町民保険課主任・ 年金国保担当	厚	目	峻	佑
町民保険課主任・ 年金国保担当	波	多	江	美
高齢介護課副主幹・ 介護保険担当	山	岸	美奈子	
高齢介護課主任・ 介護保険担当	鷺	峰		怜
上下水道課 副課長兼主席主幹・ 水道管理担当	高	坂	真理子	
上下水道課 副課長兼主席主幹・ 下水道担当	神	田		等

上下水道課主幹・ 下水道担当	上		武	史
上下水道課主任・ 水道施設担当	柳	岡	俊	哉
上下水道課主任・ 下水道担当	長	野	純	一

○議会議務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。

去る9月21日の議会において、認定第1号 令和3年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について及び認定第2号 令和3年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についての2件について、議長並びに議会選出の監査委員を除く12名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置して審査することに決定しました。十分なる審査をお願いします。

ただいま当委員会には正副委員長がおりません。委員会条例第9条に「委員長及び副委員長がとれないときは、議長が委員長の互選を行わせる」とあります。そして、「互選に関する職務は、年長の委員が行う」とあります。

ただいま出席している委員の中で、年長委員は井上奈保子委員であります。井上奈保子委員に臨時委員長をお願いいたします。臨時委員長席にお着き願います。

〔臨時委員長 井上奈保子委員委員長席に着席〕

◎開会及び開議の宣告

○臨時委員長（井上奈保子委員） おはようございます。井上奈保子です。年長のゆえをもちまして、暫時臨時委員長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は12名全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算審査特別委員会を開会します。

（午前 9時00分）

◎委員長の互選

○臨時委員長（井上奈保子委員） これより、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。委員長の互選は、指名推選の方法により行いたいと思います。これにご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時委員長（井上奈保子委員） 異議なしと認め、委員長の互選は指名推選により行います。

それでは、ご指名をお願いいたします。

吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 内田敏雄委員を推薦したいと思います。

以上です。

○臨時委員長（井上奈保子委員） ただいま内田敏雄委員を委員長にとのご指名がありました。これ

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時委員長（井上奈保子委員） 異議なしと認めます。

よって、内田敏雄委員が委員長に当選されました。

ただいま委員長が決まりましたので、臨時委員長の職を解かせていただきます。

内田敏雄委員長、委員長席にお着き願います。大変ご協力いただきまして、ありがとうございます。

〔臨時委員長 委員長と交代〕

○委員長（内田敏雄委員） おはようございます。ただいま委員各位からご推挙を賜り、委員長という重責を担うことになりました内田敏雄でございます。

令和3年度の決算審査に当たり、皆様の絶大なるご支援、ご協力をいただき、特別委員会のスムーズな運営ができますよう、微力ではございますが、委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎副委員長の互選

○委員長（内田敏雄委員） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選は指名推選とし、委員長より指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（内田敏雄委員） 異議なしと認めます。

副委員長に松本幾雄委員を指名します。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（内田敏雄委員） 異議なしと認めます。

よって、松本委員が副委員長に当選されました。

松本副委員長、副委員長席にお着き願います。

ここで、松本副委員長にご挨拶をお願いいたします。

○副委員長（松本幾雄委員） ただいま内田委員長よりご指名を賜り、副委員長に当選した松本でございます。

微力ではございますが、内田委員長を補佐し、令和3年度決算審査に当たり、特別委員会のスムーズな運営ができますよう務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○委員長（内田敏雄委員） ありがとうございます。

◎会議録署名委員の指名

○委員長（内田敏雄委員） 次に、会議録署名委員の指名でございますが、委員長において指名します。

6番 井上 奈保子 委員

7番 紫藤 明 委員

8番 小澤 実 委員

以上3名の方をお願いします。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（内田敏雄委員） 決算審査特別委員会に付託された案件は、本定例会において付託された認定第1号 令和3年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についての件と認定第2号 令和3年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についての件の各会計決算8件の審査であります。

審査日程は1日とし、既に本会議において、会計管理者である高坂会計課長から令和3年度滑川町一般会計及び特別会計決算6件の説明を受けた後、會澤上下水道課長から令和3年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の説明をいただいております。

このため、令和3年度滑川町一般会計決算から順次審査を行いたいと思います。

なお、審査に当たっては、各常任委員会の所管ごとに審査を行いたいと思います。

このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（内田敏雄委員） では、そのように進めさせていただきます。

それでは、令和3年度滑川町一般会計決算の審査を行います。

最初に、総務経済建設常任委員会の所管事項の審査を行います。

質疑に入る前に、各担当課、局の説明員の方がおりますので、各担当課長、局長から説明員の紹介をお願いします。

小柳総務政策課長、お願いします。

○総務政策課長（小柳博司） おはようございます。総務政策課長の小柳でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

総務政策課説明員につきましては、それぞれ自己紹介とさせていただきます。

○総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当（大林具視） おはようございます。総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当の大林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務政策課主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） おはようございます。総務政策課人権・自治振興担当、齋藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） おはようございます。総務政策課財政担当の清水と申します。よろしくお願いいたします。

○総務政策課主査・企画調整担当（久保島 賢） おはようございます。総務政策課企画調整担当の久保島と申します。よろしくお願いいたします。

○総務政策課主事・総務担当（杉田理香子） おはようございます。総務政策課総務担当の杉田と申します。よろしくお願いいたします。

○総務政策課主査・総務担当（武内章泰） おはようございます。総務政策課総務担当の武内と申します。よろしくお願いいたします。

○総務政策課主任・秘書広報担当（鎌田武志） おはようございます。総務政策課秘書広報担当の鎌田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○総務政策課長（小柳博司） 以上の8名でご説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（内田敏雄委員） 次に、町民保険課長、お願いします。

○町民保険課長（岩附利昭） おはようございます。町民保険課長の岩附でございます。よろしくお願いいたします。

説明員の紹介につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○町民保険課主任・町民担当（長野美由紀） おはようございます。町民保険課町民担当の長野と申します。よろしくお願いいたします。

○町民保険課長（岩附利昭） 以上、2名で回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（内田敏雄委員） 次に、高坂会計課長、お願いします。

○会計管理者兼会計課長（高坂克美） おはようございます。会計管理者会計課長の高坂でございます。本日は、私と説明員の2名で説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○会計課副主幹・会計用度担当（金井淳子） 会計課会計用度担当、金井でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（内田敏雄委員） 次に、服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、お願いします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） おはようございます。産業振興課長兼農業委員会事務局長の服部でございます。本日はよろしくお願いいたします。

説明員の紹介につきましては、それぞれ自己紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） おはようございます。産業振興課農林商工担当、副課長兼主席主幹、吉野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○産業振興課主任・土地改良担当（田幡俊史） おはようございます。産業振興課土地改良担当、田

幡と申します。よろしくお願ひいたします。

○農業委員会事務局次長兼主席主幹・農地担当（福島吉朗） 農業委員会事務局次長、福島です。よろしくお願ひいたします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局次長（服部進也） 以上、4名で本日はよろしくお願ひいたします。

○委員長（内田敏雄委員） 次に、篠崎税務課長、お願ひいたします。

○税務課長（篠崎仁志） おはようございます。税務課長の篠崎です。よろしくお願ひいたします。

説明員の紹介につきましては、それぞれ自己紹介とさせていただきます。

○税務課副課長兼主席主幹・資産税担当（大熊緩子） おはようございます。税務課副課長兼主席主幹、大熊でございます。よろしくお願ひいたします。

○税務課主任・管理担当（小澤大祐） おはようございます。税務課管理担当の小澤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○税務課主任・町民税担当（内田裕太） おはようございます。税務課町民税担当、内田と申します。よろしくお願ひいたします。

○税務課長（篠崎仁志） 以上、4名で説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（内田敏雄委員） 次に、稲村建設課長、お願ひいたします。

○建設課長（稲村茂之） おはようございます。建設課長の稲村です。よろしくお願ひいたします。

建設課の説明員でございますが、各自自己紹介とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○建設課副課長兼主席主幹・管理担当（松葉良次） おはようございます。建設課副課長兼管理担当、松葉と申します。よろしくお願ひいたします。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） おはようございます。建設課道路整備担当、副主幹の江森です。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） おはようございます。建設課都市計画担当の福田と申します。よろしくお願ひいたします。

○建設課主任・開発指導担当（内田浩輔） おはようございます。建設課開発指導担当の内田と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○建設課長（稲村茂之） 建設課、以上5名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（内田敏雄委員） 次に、島田議会事務局次長、お願ひいたします。

○議会事務局次長（島田昌徳） おはようございます。議会事務局次長の島田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

説明員の紹介につきましては自己紹介とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議会事務局主事・庶務担当（田島百華） おはようございます。議会事務局庶務担当の田島と申し

ます。よろしく申し上げます。

○議会事務局長（島田昌徳） 以上、2名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（内田敏雄委員） 各担当課、局の説明の紹介が終わりました。

それでは、質疑に入ります。

質疑は委員ごとに1回とし、一問一答、40分間とします。また、質問と回答については、質問者は質問席で行い、回答者は自席でお願いします。

それから、委員長権限で質問者、答弁者は着座のまま質問、答弁を行って結構です。

なお、町長、副町長、教育長に答弁を求める場合は、自ら指名をお願いします。

質疑はありませんか。

上野委員。

○5番（上野葉月委員） おはようございます。上野葉月です。よろしくお願いいたします。

まず、滑川町行政報告書から質問いたします。1ページ、概要のところ、新型コロナで財政の状況が厳しい等と書かれています。一方で、4ページを見ますと、町税に関してはそれほど減収にはなっていない。町税が前年度に比べて417万円の増、率にして0.1%の増加というふうになっています。新型コロナ感染症が社会に与える影響が大きいと考えられている昨今の経済状況なのですが、滑川町、令和3年度のこの決算を実際に迎えて、町税の減収はなかった。そして、全体として法人税等を含め、数字からどのように捉えているかを教えてください。

○委員長（内田敏雄委員） 総務課、お願いします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が上野委員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、令和3年度の決算を振り返ってみますと、先ほどおっしゃったとおり、町税については行政報告書5ページに出てまいりますが、前年度と比較しまして417万8,000円の増、率にして0.1%の増となっております。令和3年度につきましては、令和2年度から引き続きまして新型コロナウィルスの感染症というのが町内にも非常に大きな影響を与えたという中ではありますけれども、結果として決算を見ますと、3年度の決算は町税については前年より増額になったと言えるかと思えます。

詳細なところでございますけれども、行政報告書の6ページのところに町税の内訳が出てまいりますが、比較増減のところを御覧いただきますと、やはり町民税の中の個人、そして法人のところ、前年度より大きく増加しているということが言えるかと思えます。これにつきましては、コロナの影響があるとはいうものの、やはり特に法人等につきましては企業業績の回復、そういったことが一つの要因ということで前年度の決算よりかは大きくなったということで、コロナの影響は続いているものの、町税については滑川町の税収については緩やかに回復しているということがうか

がえるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

一方で、減っているのが固定資産税、家屋なのですが、これは建物の経過年数が進んできたということなのか、それとも新築、新規の転入が減ってきた、伸びが鈍化してきたことによる影響なのかと思えますが、どのように捉えていますか。

○委員長（内田敏雄委員） 税務課、答弁をお願いします。

○税務課副課長兼主席主幹・資産税担当（大熊緩子） 税務課資産税担当、大熊が上野委員さんの質問にお答えさせていただきます。

令和3年度固定資産税、家屋が下がった理由につきましては、令和3年度におきまして3年に一度の評価替えの年度となっております。評価替えにつきましては、土地と家屋の価格の見直しを行いました。土地につきましては、価格が下がった場合につきましては毎年見直しを行う措置というのを取っておりますので、今回それほど影響というものはないのですが、家屋につきましては評価替えの年度にのみ価格の見直しというのを行うこととされております。これにより、建物の再建築費、建物を今建てたら幾らで建てるかというものの計算を行いまして、それに先ほど委員がおっしゃっていたように、何年たったかという経年限定補正というものを反映させました結果、町全体の建物の価格というものが、評価替えにより税額として3,895万円という減額となりました。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

そうしますと、この固定資産税が一番の減収になっているのですが、評価替えの年であったからということで、あまりコロナの経済的影響というところではないのかなというふうにお聞きし、理解します。

そうすると、概要1ページに戻るのですが、最終段のところでは最後から五、六行目、「税収の安定的な確保が困難な状況にあります」という、そもそも初めの捉え方と税収の現状についてあまり一致を見ないように思うのですが、この捉え方の差というのはどこから出てくるのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 総務課、答弁をお願いします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が答弁をさせていただきたいと思えます。

確かに数字だけを見れば、令和3年度の町税の収入は上がった。一方で、行政報告書の1ページのところには、今後複数年は感染症の影響は続くものと想定されることから、財政運営においては、

税収の安定的な確保が困難な状況にあるという文言を記載させていただいております。しかしながら、町税、特に法人税についてはやはり経済の影響を非常に受けるという中で、年度によっては多く税収がある年、そしてない年ということで非常にばらつきがあるということが言えると思います。令和2年度と3年度の比較をした中で、確かに税収は上がったというような数値が出てまいります。ではこれが令和4年度の決算はどうかといたら、これはまだ分からないわけであり、感染症の影響というものはあるものの、やはり税収の確保というものは非常に不安定だということは言えるかと思えます。したがって、新型コロナの影響を受けているものの、税収の安定の確保というのは非常に困難だということをごちやで記載させていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。同じく行政報告書の34ページなのですが、(12)番の訴訟というところが件数零件となっています。以前議会でお聞きしたときに、ごみ処理場関連で訴訟がまだ残っていたように思うのですが、この項目の訴訟というのが対象とする範囲は何になっているのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 総務政策課、答弁をお願いします。

○総務政策課主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、令和3年度に滑川町を対象として行われた訴訟、事故のことになりますので、そちらについてはゼロ件というふうな形で記載をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員、お願いします。

○5番（上野葉月委員） では、令和3年に新規に町へ提起されたものをカウントしているということで、町が今係争中、令和3年度以前から抱えている訴訟というのは入ってこないということだと思っておりますけれども、令和3年度以前からの係争中の訴訟というのは何件になるか、分かりますか。

○委員長（内田敏雄委員） 総務政策課、答弁をお願いします。

○総務政策課主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

滑川町単独での係争中の案件につきましては、今のところゼロ件でございます。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。同じく行政報告書の80ページ、環境のところなのですが、令和3年

度にごみの焼却場が変更には……

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員、暫時休憩をお願いします。

休 憩 （午前 9時26分）

再 開 （午前 9時26分）

○委員長（内田敏雄委員） 再開します。

○5番（上野葉月委員） 同じく行政報告書で149ページ、こちらが会計、総務になるのか、教育委員会になるのか、ちょっと分からないのですが、土地開発基金のところで決算年度中増減額、土地のところで2,253万円、宮小プール用地①、②とあります。これの経過というか、詳細の内容、性格について、どういう状態にあってこの数字のようになってきているのかというところを教えてください。

○委員長（内田敏雄委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前 9時27分）

再 開 （午前 9時28分）

○委員長（内田敏雄委員） 再開します。

会計課、回答をお願いします。

○会計管理者兼会計課長（高坂克美） 会計課長、高坂でございます。お答えします。

今資料がなくて分かりませんので、後ほどご回答したいと思います。よろしくをお願いします。
以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。分かりました。

次に、150ページの奨学金資金貸付基金というところで、奨学金に関するところなのですが、奨学金に関する基金が……

○委員長（内田敏雄委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前 9時29分）

再 開 （午前 9時29分）

○委員長（内田敏雄委員） 再開します。

上野委員。

○5番（上野葉月委員） 基金の使い方としてお聞きしたいのですが、今学生の経済的困窮が厳しいと言われる中で、奨学金の必要性というのが叫ばれています。その中で、奨学金の活用率が低いように思うのですが、これは基金の性格として簡単には出せないということなのでしょう

うか。

○委員長（内田敏雄委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前 9時30分）

再 開 （午前 9時30分）

○委員長（内田敏雄委員） 再開します。

○5番（上野葉月委員） では、次の質問に移ります。

歳入歳出決算書のほうでお聞きします。82ページで下のほうなのですが、農地費のところ農地費のところで農村地域防災減災事業等委託料8,932万円とあります。結構大きい額の委託料なのですけども、こちらの進捗や内容等について教えてください。

○委員長（内田敏雄委員） 産業振興課、答弁願います。

○産業振興課主任・土地改良担当（田幡俊史） 産業振興課土地改良担当、田幡のほうで答弁させていただきます。

こちらの内容につきましては、ため池の劣化状況評価委託業務としまして、国のほうの防災減災事業のほうを活用しまして国庫補助100%の内容として、令和3年度につきましては委託業務のほうを2本発注しまして、1本目で劣化状況評価を20か所のため池のほうで実施し、続きまして劣化状況評価2としまして15か所のため池のほうで劣化状況評価を実施いたしました。内容としましては、ため池の堤体や洪水吐、取水口等の劣化状況の評価するというので、この評価の結果でそのため池の今後の改修を検討していく内容となっております。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 上野葉月委員。

○5番（上野葉月委員） 行政報告書の92ページにも書いていただいている、そちらの内容かと思うのですが、調査にこれだけの金額がかかって、この後進んでいくということなのですが、その後の見通しというのはわかりますか。

○委員長（内田敏雄委員） 産業振興課、答弁を願います。

○産業振興課主任・土地改良担当（田幡俊史） 今後の見通しとしましては、令和3年度、令和4年度でこのため池の劣化状況評価のほうで、対象となります防災重点ため池のほう全てで終了しまして、その後に基本設計としまして、そのため池の改修に向けた設計業務委託のほうを行います。その後に、国のほうに補助金の申請の法手続等を行いまして、その後改修工事に入っていくという流れで考えております。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

35か所、調査が終わっているというところで、この時点で緊急性を要するような箇所というのは特に発見されなかったですか。

○委員長（内田敏雄委員） 産業振興課、答弁願います。

○産業振興課主任・土地改良担当（田幡俊史） 早急に改修を検討するというようなため池のほうは、今令和3年度で行ったため池のほうでは該当はございません。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 比較的心配な、懸念されるものから先行して調査をしているなどというような優先順位づけというのは、この調査の順番としてしていますか。

○委員長（内田敏雄委員） 産業振興課、答弁願います。

○産業振興課主任・土地改良担当（田幡俊史） 地元のほうから、このため池が危険だ等の連絡が産業振興課のほうには、現状早急に改修をしてほしいというようなため池のほうは連絡がなく、また台風時にため池等の見回りをしましても、基本的には大雨が降ったときにはため池の洪水吐のほうから水が下流に流れますので、早急に決壊してしまうというため池のほうは滑川町内にはございません。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。計画が大きいので、比較的調査に何年、そこからまた何年という形で、実際の整備にかかるところへのスパンが長い事業だなと感じておまして、でも既にこれだけのお金をかけている中で、今豪雨等も多いので、見つかったところがあるのであれば、早めに対応が必要なのかなと思う中でお聞きしました。今のところ早急に対応が必要なところは認識していない、思うところはないというところで理解しました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。84ページなのですけれども、公有財産購入費のところではそれぞれ親水公園用地取得費、羽尾表前道路用地取得費、それから羽尾両表農村公園用地取得費とあるのですけれども、これのそれぞれの状況、一括で金額を出しているのではないとも思いますので、これのそれぞれについての状況と進捗を教えてください。

○委員長（内田敏雄委員） 産業振興課、答弁願います。

○産業振興課主任・土地改良担当（田幡俊史） 産業振興課土地改良担当、田幡のほうで説明させていただきます。

こちらにつきましては、土地開発基金のほうから一括で支払いのほうをしていただき、そこに毎年毎年この金額で返済のほうを行っているという内容となっております。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） では、親水公園は今どのような整備状況で、どのように使われていますか。

○委員長（内田敏雄委員） 産業振興課、答弁願います。

○産業振興課主任・土地改良担当（田幡俊史） 親水公園につきましては、上福田の土地改良区内にございます。

使用目的としましては、ため池の下流を親水公園として整備のほうをしまして、農業用水のため池プラスアルファとしまして確保、またその周辺を散策できる状況となっております。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 利用状況というか、訪れる人の数などは、どのくらい利用されているかというのわかりますか。

○委員長（内田敏雄委員） 産業振興課、答弁願います。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、ご答弁させていただきます。

数は数字としては持っていないのですが、今現在のお話をさせていただきます。親水公園というのは、基本的に谷津のため池の下流側で、田んぼがちょっと面積的にどうしても幅が取れないと、そこを親水公園とさせていただきます。そうした状況でいますので、親水公園といいますが、おおむね幅でいうと3メートルぐらいから5メートルぐらいのところですので、基本的には補助的な遊水池という形になっております。

それから、そちらのところに関しては、その斜め上のところに市民農園、こちらもありますので、そういった方々が訪れるところ、そしてさらにそちらのところの水路には虫も出始めてきておりますので、その時期には夜に結構来たりとか、そういう形も見受けられていますので、おおむねその辺に関しては、数字的には数えてはいないのですが、そのような状況で現状はなっておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

では、続いて羽尾表前道路用地取得費なのですが、ここについても現状と利用状況を教えてください。

○委員長（内田敏雄委員） 産業振興課、答弁願います。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、ご答弁させていただきます。

親水公園羽尾表前、羽尾両表農村公園ともになるのでありますが、基本的に先ほど担当の田幡のほうがお話をさせていただきました、土地開発基金のほうから一括でお金のほうを借り入れて、そしてお金を払って、そしてそのお金を分割で基金のほうにお返ししていく。そちらがこの金額のところで購入費という形で何年も乗っているような形でございます。10年単位でお返ししているという状況でございます。

そして、羽尾表前のところに関しては、基本的に道路用地の形態を取っております。そして、羽

尾表前の地区の皆さんの中でヒガンバナ、こちらがあつたりとかしているのですけれども、今私どものところに関しては農道用地ですので、砂利の状況になっているという形で皆様に交通の便として使っていただけるというような状況になっておりますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

では、両表農村公園についての現状と利用状況も教えてください。

○委員長（内田敏雄委員） 産業振興課、答弁願ひます。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、ご答弁させていただきます。

両表のほうは、以前からいろいろお話をさせていただきながら進めているところでございます。今現在確認が取れている段階のお話をさせていただきます。今現在は、私どもの滑川町のほうで行っている水道事業、こちらがすぐ横の県道で行っているのですけれども、そんな中で駐車場部分ところを貸していただきたいと。要は、道路で出てくる残土とか、その他の資材とか、この辺りが若干どうしても置いておく用地がないという状況だったものですから、今現在そちらのほうで使わせていただいているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。同じく84ページの一番下なのですけれども、商工振興費のところの小規模事業者等事業再構築応援金、これは継続してやっているものだと思うのですけれども、こちらの成果について教えてください。

○委員長（内田敏雄委員） 産業振興課、答弁願ひます。

○産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より答弁申し上げます。

今お話をいただきました2,715万円の内訳でございますが、交付件数といたしますと120件の申請をいただいております。1事業者当たり22.5万円、こちら上限でございますが、そちらのほうの支援金の業務として実施いたしました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） この給付なり、助成を受けた事業者の方々の数字、データとしては分からないと思うのですけれども、受けた方々の応援金があったことでの活動の変化みたいなものはあるでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 産業振興課、答弁願ひます。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、ご答弁させていただきます。

コロナ活用金の金額に関しては、その後のアンケート調査という形のほうを全体的に考えているというふうに聞いてございます。そんな中、今回こちらの令和3年度のところに関してはまだ確認は取れていません。今後そのような形が分かってくるかなというふうに考えております。

それから、先ほど担当の吉野のほうからお話をさせていただいたものに関して、若干補足説明をさせていただきます。こちらの交付金のほうに関しては、2回にわたって交付をさせていただいています。1回目が15万円、それから2回目が7万5,000円と半額になっております。そうした中で121件という形で、ちょっと数字が多分割り切れない方がいらっしゃると思うのですけれども、1回目を申請していただきまして、2回目を申請していない方がございます。そういった方がいらっしゃるのですけれども、その方に関しては2回目の申請も通常申請していただければできるのだからというお話は担当のほうからする説明もさせていただきまして、ご連絡をいただいたのですけれども、2回目の申請をいただけないという状況になっておりますので、そこが若干の数字の誤差がございましたので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。88ページ、道路維持費のところ、使用料及び賃借料というところでLED街路灯賃貸借料856万円とあります。これは、LEDに替えて、そして賃貸借という形を取ったかと思うのですけれども、変更したことでの金額の変化や管理のしやすさ等、何か変化によって感じる、分かることがあれば教えてください。

○委員長（内田敏雄委員） 建設課、答弁願います。

○建設課副課長兼主席主幹・管理担当（松葉良次） 建設課管理担当、松葉が上野葉月委員の質問に答弁させていただきます。

ご質問のありましたLED街路灯賃貸借料の件につきましては、平成30年度の途中でこちらの賃貸借料が開始されております。平成30年度の電気料の合計が1,338万円ほどでした。それが、令和3年度の電気料としまして603万円ほどの電気料に落ちております。その差額、平成30年度の電気料から令和3年度の電気料を比べて、734万円ほど削減できております。そのほか、修繕料につきましても、LEDに替えたことによって不点灯とか故障が減りまして、平成30年度修繕料が95万8,000円ほどだったのですが、そちらが令和3年度決算では28万8,000円の決算となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） では、変更によってかなり修繕の手数、手間及び金額ともに効果があったということで理解しました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。次、90ページなのですけれども、道路橋定期点検委託料2,700万円とある

のですけれども、こちらを点検していただいたところで何か不備等、不備というか、危険箇所等の結果はあったのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 建設課、答弁願います。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森のほうから上野委員さんのご質問に答弁いたします。

道路橋定期点検委託料としまして、5年に一度の法定点検で橋梁の定期点検を行っております。今年度、令和3年度に行った橋梁数につきましては、道路橋及び歩道橋を含めまして合計83橋の橋梁点検を行いました。その結果、健全とされる1判定につきましては52橋、判定区分の2判定の予防保全段階の橋梁としましては31橋あります。ただ、令和2年度に関越道に架かっている高速道路橋、ネクスコの高速道路に架かっている橋の点検を行いまして、そちらは5橋あるのですが、その5橋のうち予防保全段階の2判定は4橋、早期措置段階とする3判定は1橋ありました。合計といたしまして、滑川町にある道路橋のみの診断の判定なのですが、1判定は51橋、2判定は34橋、3判定は1橋となっております。歩道橋につきましては、1判定が1橋、2判定が1橋となっております。

ネクスコに架かっている公園駅南通大橋という森林公園の駅の南口から工業団地に向かう関越をまたぐ橋なのですが、そこについては町で施工分の工事は行いまして、あとは関越道のほうから規制して行う工事が今残っております。そちらのほうの工事をネクスコと協議を今現在進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） かなりの数の点検を行ったということだと思います。その結果、すみません。いろいろ数は言っていたのですが、すぐに手をつけなければいけない、早急に対応が必要というようなものは、例えばその31件の中であったのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 建設課、答弁願います。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） 国の指針で判定区分が1から4ありまして、4判定となりますと橋梁の緊急対応、今すぐに通行止めとか、そういった措置をしなければならない橋なのですが、そういった4判定の橋梁については滑川町はゼロ橋でした。3判定になる早期措置段階とする橋梁につきましては、おおむね5年以内に補修をなさいよということで国のほうが明示しておりますので、その期限に向けて今ネクスコのほうと協議をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

質問は以上です。

○委員長（内田敏雄委員） ほかに質疑ありますか。

吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 13番、吉野正浩です。よろしくお願いいたします。

まず、決算書の29ページ、その款21諸収入、町税延滞金というところがありますけれども、見ますと補正をしましたが、それ以上に延滞金が入ってきております。相当の額が入ってきているのですけれども、これはどういった形でこれだけの延滞金が発生したか、お伺いします。

○委員長（内田敏雄委員） 税務課、答弁願います。

○税務課主任・管理担当（小澤大祐） 税務課管理担当の小澤が答弁申し上げます。

吉野委員さんのおっしゃるとおり、21の諸収入、補正予算が229万9,000円、こちらのほうの延滞金につきましてですが、こちらにつきましては徴収猶予を受けていた方々、主に法人でございまして、そういった方々の猶予が終わりまして、そういった方々の猶予が終わったことによる延滞金が納付されたということで、12月に100万円、そして3月に129万9,000円入って、合計がこの数字ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 法人だけではなくて、個人にも納税猶予していると思うのですけれども、その辺も入っているのですね、当然。

○委員長（内田敏雄委員） 税務課、答弁願います。

○税務課主任・管理担当（小澤大祐） 同じく個人のほうにつきましても徴収猶予、行政報告の45ページにもありますとおり、12件、令和3年度は受けてございます。個人のほうにつきましても、吉野委員さんのおっしゃるとおり、件数はございました。ただ、金額から見ますと、法人さんのほうが多かったということでこちらは認識しております。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） ありがとうございます。

次は、33ページです。町債なのですけれども、臨時財政対策債について伺います。制度上の関係でお伺いしたいという形になると思うのですけれども、国は地方交付税特別会計の財源が不足したということで、地方交付税として交付するべき財源が不足した場合、地方交付税の交付税額を減らしまして、その穴埋めとして地方債を発行させています。その臨時財政対策債の元利償還相当額については、その金額を全額、地方交付税の基準財政需要額に算入し、交付税で措置されるということになっております。

そこで、後年度以降、地方交付税で措置されているとのことですが、本町の場合に臨時財政対策債の元利償還金相当額が交付税ベースで地方交付税に確実に上乗せされているか、またこういった

制度自体、町の財政に非常に不利益になっていることがありましたらお聞きしたいと思うのですが、
れども。

○委員長（内田敏雄委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が答弁をさせていただきます。

先ほど吉野委員さんがおっしゃったとおり、臨時財政対策債につきましても、臨時財政対策債の発行可能額について後年度の普通交付税における基準財政需要額に全額算入されるという制度でございまして、すなわちこれというものは、実質地方には負担がないというような国のほうの説明があります。しかし、それはあくまでも理論的な話であり、普通交付税として措置されている、すなわちキャッシュとして滑川町に入ってくる額というものはまた別の話になってきます。

すなわち普通交付税として臨時財政対策債の普通交付税額が幾ら入っているかということについては、その各年度における財政力指数によって入ってくる額というものが異なってきます。令和3年度で申し上げますと、滑川町の財政力指数については3か年平均で0.87でした。ということは、1から0.87を引いた0.13という数値が出てまいるかと思えますけれども、実質キャッシュとしてお金が来る部分については、令和3年度決算でいきますと、元利償還金のうちの13%程度の額が入ってきているということになっております。

この臨時財政対策債の制度については平成13年度から始まったということで、先ほどおっしゃったとおり、普通交付税の財源が不足をしているというところで、代替措置として始まった制度というところで認識をしています。この制度については、やはり本来であれば普通交付税として頂けるお金が、地方が発行するというところで、実質地方には負担はないとは言いながらも、やはり財政力指数が高い本町のような場合にとっては非常にこの制度自体は大変不利益があると考えておりますので、こちらについては国のほうの要望で臨時財政対策債の制度の廃止、また地方交付税制度の見直しということを要望させていただいております。やはり普通交付税については、この原資が不足した場合については法定率の引上げということで対処するというところで地方交付税法にも載っておりますので、そのようなことも含め、国のほうに要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） ありがとうございます。

関連しますので、ページを127ページということでちょっと飛ばさせていただきます。公債費の関係です。公債費比率、実質公債費比率、公債費負担率ともに減少傾向にあります。地方債、要するに借金に対する元金償還金及び利子合わせて6億145万4,000円となっております。行政報告書によると、昨年度と比較し1,470万5,000円で、率にして2.5%増額となっております。地方債の総額を教えてくださいたいと思います。

○委員長（内田敏雄委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が答弁をさせていただきます。
地方債の残高ということでございますが、令和3年度末においては54億287万3,000円の地方債の残高でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 分かりました。相当な額ですけれども、これを毎年支払っていくということで大変な額ですけれども、決めた以上は借金してでも財政を保っていかなくてはということで、約54億円、今残高があるということです。分かりました。

次に、37ページ、3節職員手当等の日直の件なのです。金額等の話ではなくて、この日直についてあまりやっているところは少ないのではないかなと思うのですけれども、日直制度についてお聞きしたいと思います。

○委員長（内田敏雄委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当（大林具視） 総務政策課総務担当、大林が答弁申し上げます。

日直の制度につきましては、従来より日直制度を取り入れまして、祝日、土、日を含め、職員2名で対応している状況でございます。近隣の市町村を見ましても日直制度を取ってあるところ、ほとんどでございます。中には、廃止も含め検討したこともございましたけれども、当面の間は日直制度をこのまま維持していくという形で考えております。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） これは、2人でやるのではないかなと思うのですけれども、1人年何回ぐらい回ってきて、近隣の自治体の状況はどうなのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当（大林具視） 大林が答弁申し上げます。

年に大体1人二、三回になると思います。他の町村につきましては、職員構成もございますので、職員が多いところだと年1回のところも、もしくはやらないところもあるかもしれませんが、その辺の調査はしておりませんので、本町といたしましては1職員につき年二、三回という形になります。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 夜は民間へ委託していると思うのです。そういった中で、今民間委託でやったほうが私は個人的にはいいかなと思うのですけれども、組合とかの職員の中から、はっきり言ってこの日直制度を廃止してほしいという話は出てきていないですか。

○委員長（内田敏雄委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当（大林具視） 大林が答弁いたします。

組合のほうからは、日直の廃止というものも以前出ておりました。しかしながら、災害対応ですとかいろんな関係もございまして、当面は職員で実施をしていくという方向で今のところ動いております。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 職員がやることと民間がやることで、何か職員でなくてはいけないというようなことが日直の中の仕事の中で起こり得るのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当（大林具視） 大林が答弁申し上げます。

民間委託も可能というふうに思いますけれども、先ほど申しあげました災害ですとか、そういったすぐに対応しなくてはならない状況を考えますと、やはり職員がいたほうが連絡体制も十分取れるということが考えられます。ですので、当面今のところ職員で対応していくという形になります。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 災害時は災害時で、またその対応は当然あると思うので、日直制度とはちょっと違うかなと自分では思うのですけれども。

では、85ページをお願いしたいと思います。消費者行政の推進費なのですけれども、その中で負担金、補助及び交付金、消費生活相談業務の概要、消費生活相談なのですけれども、これは今東松山市役所の中で比企の中の4町と東松山市が合同でやっていると思うのですけれども、ちょっと向こうですと遠いので、電話とかメール等による相談はできるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○委員長（内田敏雄委員） 産業振興課、答弁願います。

○産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） 農林商工担当、吉野より答弁させていただきます。

今現在お話をいただきました関係についてメール、電話等でできるかというのは、これから確認のほうは取らせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 確認していただくということで、できれば町民の利便性を考えまして、ある程度本町へも出張していただいて、場所を提供していただくとか、そういうものが今後そういった合同の担当者会議とか、そういう中でお話があれば、ちょっとそういったことも持ちかけていただければなと思っております。以上です。

次に移ります。86ページ。土木総務費の負担金、補助及び交付金の中で関越自動車道埼玉県対策

協議会への負担金を出しているということなのではございますけれども、この協議会の目的等をお伺いしたいと思っております。

○委員長（内田敏雄委員） 建設課、答弁願います。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森のほうから吉野委員さんのご質問に答弁いたします。

関越自動車道埼玉県対策協議会は、関越道の埼玉県内の全ての自治体が加盟しております。その中で年に1回、関越道にいろんな要望をするために会議を行いまして、そこで集約をしまして、関越道にいろいろな対策を要望するような会議です。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 滑川町でも、水房が高速道路沿いの地域なのです。我々はそういったことも、要望とかというのも各区長さんとかを通じてネクスコのほうへ要望しているのが状況なのです。

木の伐採も今やっておるのですけれども、その最中に木が倒れて、神社の社務所の屋根を壊してしまったり、そういうことも事実発生したりして、非常にもう年数がたって、木も大きくなっているのです。そういう問題とか除草、特にはトンネルのところに上からつるが下りてきてしまって、高い位置なのでどうしても、地域では困ってしまっていたりするのですけれども、あと道路に段差があってすごい音がするのです。ボックスカルバートになっているのかな。のりが悪くて、ごとんとでかい音がするというので、そういうことなんか全部大字のほうで要望しているわけなのです。

ただ、そういうものでなく、私は前から思っていたのですけれども、町を通じてネクスコに直接区長がといっても、面識も何もないわけで、そういったことより、まず町が水房とか月輪とか、あそこは都なのかな、あそこら辺は。あそこら辺の方の要望を年1回集約するとかして、ある程度町が全体的にこういったときに小さい話でも要望事項を上げてもらうというような、そういったことは考えていただけるかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（内田敏雄委員） 建設課、答弁願います。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） 吉野委員さんのご質問に答弁いたします。

ほかの地域でも区長さんからの要望で、関越の木を切ってくれというような要望が出てきます。その都度町の担当で現地を確認して、ネクスコの所沢管理事務所のほうに依頼をしています。なので、地元から逐一そういった要望をいただければ、現地確認してネクスコのほうに依頼をしていきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） やはり言うてきたらということではなく、できる限り行政として、所管の地区というのは幾つもないですから、区長さんに、もし何かあれば私のほうで要望等は受けて、町

からネクスコのほうへお話ししますよということは丁寧をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 建設課、答弁願います。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） 吉野委員さんのご質問に答弁いたします。

そういったことでありましたら、地区の区長さんにお話をしまして、関越の側道のことで困っていることはないかということで区長さんに振ってみようと思います。

以上、回答とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） よろしくお願ひします。その辺は区長さんに聞いても、「なかなかそんなちっちゃいことは俺は言えないな、ネクスコのほうへ直接」ということもちらっとお聞きしたりしますので、そのようなつるがトンネル内に落っこちてしまって切れないとか、そんな程度のものでぜひ区長さんからの要望を町を通してやるという、そういった方法というのを確立していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次、87ページです。道路維持費の節役務費、町道補修作業員の手数料、これはシルバー人材センターだと思うのですが、年間二千九百数十万を手数料ということでお支払いしているのですが、この概要をお聞きしたいと思います。

○委員長（内田敏雄委員） 建設課、答弁願います。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森のほうから吉野委員さんのご質問に答弁をいたします。

町道補修作業員手数料につきましては、こちらはシルバー人材ではなくて、町内の建設会社さんにお支払いをしているものです。内容といたしまして、例えば舗装の緊急補修であるとか、ガードレールの当て逃げによる補修とか、倒木による緊急伐採とか、あとそういった関係で地元から砂利敷きとか、そういったものも要望が来ます。その中で、これは県の単価、普通作業員は幾らとか、一般運転手は幾らとか、もう県のほうの単価で決まっていますので、その単価で今回作業をしてくれた方のお支払いをしておるところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） どうも失礼しました。そういう補修関係です。

あと、その中に報告書だったかな、カーブミラーなんかの関係も入っていませんでした。

○委員長（内田敏雄委員） 建設課、答弁願います。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） 吉野委員さんのご質問に答弁をいたします。

カーブミラーにつきましては、その下の工事請負費の中の一番上、交通安全施設維持工事、この中でカーブミラーの補修をしたり、その中の6行目、交通安全施設新設工事86万9,660円で、こち

らについてはカーブミラーの新設のほうを行っております。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） それでいきましたら、交通規制用の看板とかカーブミラー、特にカーブミラーなんかはすっかりつるがかぶさってしまっている状況なんかあるのですけれども、それはどういった形で、主要道路の場合はどの予算でしているのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 建設課、答弁願います。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） 吉野委員さんのご質問に答弁いたします。

カーブミラーが草と木で見えないというご質問でよろしいですか。そちらにつきましては、職員のほうで脚立を持ってきて、切れる範囲で切っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 分かりました。なかなか私もやっているのですけれども、カーブミラーなんかはつるが絡まってしまったりして危ないというので、よく環境美化の日にやっていたりするのです。あと、公園の清掃をしているのですけれども、そのときに区長から言われて、それをやったりしているのですけれども、では一応町の職員がやるということによろしいわけですね。

あと、98ページです。町内全域の植栽剪定委託ということで199万9,000円、滑川町シルバー人材センターに委託していると思うのですけれども、これは決算書ではどの予算に入っているのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時18分）

再 開 （午前10時18分）

○委員長（内田敏雄委員） 再開します。

建設課、答弁願います。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森のほうから吉野委員さんのご質問にお答えいたします。

すみません。行政報告の町内全域植栽剪定の額ということでよろしいでしょうか。

〔「これはどこの、決算書ですと」と言う人あり〕

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） 行政報告と決算書の額のリンクということで。少々お待ちください。

○委員長（内田敏雄委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時19分）

再開 (午前10時19分)

○委員長(内田敏雄委員) 再開します。

○建設課副主幹・道路整備担当(江森 徹) お答えいたします。

88ページの2道路維持費、節12委託料の中の一番上で道路街路樹管理委託料というのが299万5,600円ございます。こちらの額と行政報告の1番と2番、町内全域植栽剪定委託、2番のR3町道145号線街路樹剪定委託、この2本を合算したものが決算書のほうに反映しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長(内田敏雄委員) 吉野委員。

○13番(吉野正浩委員) この町内全域の剪定というのはどのようなことをやるのか、ちょっと教えてもらいたいのですけれども。

○委員長(内田敏雄委員) 建設課、答弁願います。

○建設課副主幹・道路整備担当(江森 徹) 吉野委員さんのご質問に答弁をいたします。

町内全域の街路樹剪定委託は主にシルバー人材と、あともう一本はケヤキの木の伐採を契約して行っております。シルバーさんにお問い合わせする部分については、みなみ野にあるハナミズキですとか低木のツツジ、あと月輪の区画整理内にある低木のツツジですとか、街路樹もろもろを全てシルバーさんのほうに委託をしております。

それとは別に行ったのが、森林公園の駅の南口から工業団地に向かってケヤキの木があるのですが、そちらにつきましては、四、五年に1本ぐらいのペースでできるように、毎年20本ぐらいずつ強剪定のほうをしております。

以上、回答とさせていただきます。

○委員長(内田敏雄委員) 吉野委員。

○13番(吉野正浩委員) 分かりました。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○委員長(内田敏雄委員) ほかに質問ありますか。

暫時休憩としますので、休憩後にお願いしたいと思います。

再開は10時35分とします。暫時休憩とします。

休憩 (午前10時22分)

再開 (午前10時35分)

○委員長(内田敏雄委員) 再開します。

ここで、先ほどの上野委員の質問に対して会計課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

会計課長。

○会計管理者兼会計課長（高坂克美） 会計課長、高坂です。先ほどの上野委員さんのご質問についてお答えいたします。

宮小プール用地①、②でございますが、購入当時プール用地として購入したものについて償還しているものでございます。その名称が、当時のものが残っているところでございます。

以上、回答といたします。よろしく申し上げます。

○委員長（内田敏雄委員） 次に、先ほどの吉野委員の質問に対して産業振興課より発言を求められておりますので、これを許可します。

産業振興課、お願いします。

○産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より委員長のお許しをいただきましたので、先ほど吉野委員よりお話をいただきましたことにつきましてご答弁申し上げます。

消費生活相談の現在の状況につきましては、電話にて予約をしていただくということになっておりまして、メールについては現在できないという状況でございます。メールについての問合せ等につきましては、今後の会議の中等で検討させていただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（内田敏雄委員） 質疑に戻ります。

ほかに質疑ありますか。

井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 井上です。何点か質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。着座で失礼いたします。

最初に、行政報告者の11ページをお願いします。そこの一番上の財政指数の推移のところなのですが、区分のところの自主財源と依存財源がここに載っておるわけでございますけれども、これを見ますと、令和元年、そこまでは増えていまして、令和2年度が幾らかここで減ってきておりまして、3年度につきましては5.5%の増ということになっておりまして、令和2年度よりも3年度は増額となっておりますわけでございますけれども、繰越金とか、それから諸収入ですか、その自主財源の増額によって自主財源が増加したと、そういうふうなここで説明されているのですけれども、自主財源のうちの町税なのですけれども、町税につきましては個人と、それから法人税とがあるのですけれども、去年は法人税が4.8%の増ということで増額になっております。去年は、顧みますと、コロナが盛んでコロナ感染で、多分企業等も大変な影響を受けたと思いますけれども、その中でも支援金ですか、そういう補助金があったので、幾らかここで保ってこられたのかなというふうにするのですけれども、この令和3年度の自主財源の内容につきまして、町としてどのように現在お考えでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 税務課、答弁願います。

暫時休憩します。

休 憩 (午前10時40分)

再 開 (午前10時40分)

○委員長(内田敏雄委員) 再開します。

税務課、答弁願います。

○税務課主任・町民税担当(内田裕太) 税務課町民税担当、内田が井上委員の質問にお答えいたします。

財源についてなのですけれども、町税、法人税ともに増となっておりますが、行政報告書の42ページにもありますとおり、個人町民税につきましては153名の増加、また法人税につきましても、新型コロナウイルス等の影響から業績回復の傾向にあるというふうに書いております。内容といたしましては、詳しくうちのほうでも把握はしておりませんが、給与所得者の増加が多かったと認識しております。内容を詳しく説明しますと、大体課税標準価格の200万円から400万円ほど稼いでる方につきましては135名ほど増加しておりますので、その内容で個人町民税の増加が見込まれたのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長(内田敏雄委員) 井上委員。

○6番(井上奈保子委員) ただいまの答弁ですと、200万円から300万円ですか、その間の収入の人が135名、そこからだろうという今お話をいただきましたけれども、そのような人から法人税が賄えたという、本当にコロナ禍の中でのそういうことはよかったかなというふうに思うのですけれども、これが個人税と相まって法人税が5.5%の増になったという、そういうことで本当に自主財源が増えてきているということは好ましい状況だと私も思っておりますけれども、今後令和4年度にはどのような状況になるか分かりませんが、これからはもっと法人税が、コロナがもう少し下火になれば、もう少し企業等の活発な営業等の仕事が増えれば、どんどん収入も増えてくると思いますので、もっと法人税も増えるのかなというふうに私は思っておりますけれども、町として今後法人税をもう少し増やしていくような、そんなようなお考えはございますでしょうか。

○委員長(内田敏雄委員) 暫時休憩とします。

休 憩 (午前10時43分)

再 開 (午前10時43分)

○委員長(内田敏雄委員) 再開します。

総務政策課、答弁願います。

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、井上委員のご質問にお答えをさせていただきます。

法人税を町として今後どう増やしていくかというところのご質問でした。非常に大きな課題だというふうに認識しております。ただ、事業所に関してはそれぞれ事業の運営をしておりますので、町として直接その事業運営に関わるといったものについてはかなり厳しい状況であるということをご理解いただきたいと存じます。今後は、企業誘致等も含めまして、会社を町に呼び込んでいくといったところも大きなポイントかと考えておりますので、そういった取組のほうを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございます。

実は、私も今の総務政策課長さんと同じような考えを持っているのですが、今大変だ、大変だという企業誘致、そのことが町としても多分今はいろんなことでネックとなっている課題だと思うのです。しかし、これを駄目だということでこのままに置くのではなくて、この間の一般質問の宮島議員の一般質問のときの答弁も聞きましたけれども、やっぱりまだそこまでの進展はないという、そういうお話を聞きました。でも、ここで緩めていって、ストップではないですけども、緩やかなことでは、ぬるま湯の中にいるみたいなそんな状態だと、今後これからの町におけるいろいろな発展ですか、それがつながらないのかなというふうに私は思っております。

やっぱり以前からそのことはいろんなところからも聞いておりますけれども、企業が来るのを待つのではなくて、このような条件がありますからどうですか、こちら辺のところへ工場誘致をしていただけませんかとかという、ある程度の好条件ですか、そんなようなのを持ち出して誘致するという、それが策だという、新聞等でそれも見ましたけれども、何の用意もなく、ただ来て下さいと言っても、企業もやっぱりそれ相当の覚悟を持たないと来られないと思います。ただ、滑川町は、企業誘致のときに税制措置がありまして、100%、75%、50%と3年間にわたっての優遇措置がありますけれども、それはあくまでも本当に固定資産税ですか、それだけであって、そのほかの建てるときの補助とか、そういうのを町がするわけではないので、やっぱり企業が誘致というか、こちらへ来るとなれば、それ相当にいろいろな額がかかるわけですから、あんまり簡単に、では滑川のほうへ会社を造りましょうという、そういうことというのはなかなか難しいと思います。ですから、これからの法人税を増やすためにも、総務政策課長さんがおっしゃるように、これから滑川町は町の発展、まだまだ町としての伸び代というのは大いにあります。関越道ですか、そこも2つインターがありますし、やっぱり交通の便も大変条件がいいわけですから、流通網というか、流通的なそういう会社、そういうのも来る可能性もあると思うのです。ですから、そういう立地条件がいい、そういうのもぜひ考慮して、これからは町全体、町の各課挙げての、その担当だけに任せるとはなくて、やはり町としての一つのプロジェクト、それをつくって立ち上げて、では1つでも2つでもこれからも増やしていこう、そうすればもっと町の財政も増えるのではないかと、

そういうことでこれからはもう少しやっていったら、もう少し自主財源というか、法人税も上がるのかなというふうに私個人の考えなのですけれども、そう思っております。ということで、ぜひこれからはまたもっともっと自主財源が増えるためにも、いろいろ工夫、創意工夫、そういうのをやっていただきたいと思います。これはあくまでもお願いでございます。

もう一つ質問なのですけれども、報告書の9ページの消防費なのですけれども、消防費が前年度より減額になっております。これは、比企広域消防組合の非常備消防費の負担金が減っているということなのですけれども、減っている理由はどうして減ったのか、これを聞きたいと思います。

○委員長（内田敏雄委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

非常備消防につきましては、主に消防団の事務の関係の費用になりますが、こちらにつきましては減った理由といたしましては、主には新型コロナによる事業が実施できなかった、これによる減額ということでございます。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 分かりました。新型コロナによる事業ができなかったという、そういうことで減額ということでございます。

非常備消防の団員の方はお仕事をもちになっていて、それでも何か事が起こったときには昼夜を問わず、町民皆さんの安心、安全の確保のためにご尽力されていること、本当に私もありがたいなというふうにいつも感謝申し上げます。これからもぜひコロナももうじき下火になるかなというふうに私も思っておりますけれども、そうしたら、またぜひ消防の皆さん、十分な設備、また環境の下で活躍していただきたいなというふうにお問い合わせ申し上げます。

それでは、以上2点でございますけれども、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（内田敏雄委員） ほかに質疑ありますか。

阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 阿部弘明です。よろしくお願ひいたします。

まず最初に、この町の財政の問題について総括質疑でもさせていただいたのですけれども、先ほども何人かから出されましたが、町税と地方交付税との、町税というか、地方税の自主財源ということでございますけれども、他の近隣の町と比べてどういう、要するにうちのこの滑川町の財政特徴についてお伺いしたいなというふうに思うのです。ちょっと古いのですけれども、町税について、大体滑川町は約50%の一般財源の中での占める割合なのですけれども、地方交付税が非常に低い。低いというか、四、五%のあれなのです。例えば嵐山でいうと、地方税が約40%で、交付税が10%

というような構成になっているのです。こういうふうにと考えると、非常に自主財源、先ほどもご答弁ありましたが、自主財源があると交付税が減らされるというような関係が、それで国に対する要望もしているということなのですから、町の考え方としてやはりこの自主財源を増やしていく、そして自分たちが使えるお金を増やしていくということが基本にあるだろうと思うのですけれども、この辺今後どんどんこういった形で増やすということがどうなのかという、一方ではあるわけです。要するに交付税が減らされると。国の本当にとんでもない仕組みになっていると思うのですけれども、ここにこれから国も挙げてメスを入れていかないと、地方公共団体は本当に金、要するに国の言うがままにしか動けなくなるというような形になるだろうと思うので、ここは私たち、心配しているわけなのですから、この辺について今後の町の考え方というか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（内田敏雄委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当が阿部委員さんのご質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、先ほどおっしゃっていただいた言葉の中の自主財源というところでの町税の収入、そして地方交付税というところの2つの観点から考えますと、まず自分たちの自治体の財政運営というのは自分たちでなすべきだというのがやはり原理原則だと思います。ですから、やはり財政運営をしていく中で町税の収入、すなわち自主財源があって、その中で財政運営をしていくというのが一般的だと思うのですけれども、ただ近年社会保障費を中心とした財源というのが増大している中で、国のほうも地方交付税ということで、どこの自治体にお住まいの方も標準的な行政サービスを受けるところで、要はかかった経費が多く自治体が不足をしているという現状があると思います。それを補填するということで地方交付税という制度があるわけで、地方交付税というものについては、やはり原則としては自主財源、すなわち町税を中心とした自主財源で確保していくところが理想ですけれども、なかなか現状を見るとそうではないと。ですから、不足をする部分については地方交付税というところでの補填がなされるというところで財政運営をしていかざるを得ないというのが現状だと思います。

今後の町の財政につきましては、先ほども申し上げたとおり、社会保障費を中心とした経費が増大になるということで、なかなか自主財源の中で財政運営をしていくということは非常に難しいという中で、やはり国や県といったところに頼らざるを得ないというのが現状だと思います。ですが、かかる経費についてはきちっと国や県にその部分をきちっと補填をしてもらう。すなわち国庫補助金ですとか県の補助金等がかかった経費を交付税という措置ではなく、補助金という形で頂くということをやらないと、財政運営というのは、健全な財政運営はできていけないと思いますので、そういったことを財政のほうとしては考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） そのとおりだと思います、本当に。そういう形で国も考えてもらわないと、本当に一番現場で働いているというか、住民を相手にどうするのかということで一生懸命考えているこの町の財政運営が立ち行かなくなるようなことになったら大変だというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、同じようなあれなのですけれども、これも総括質疑で私お話したのですけれども、今の企業誘致を進めていこうという、一方ではあるわけなのですけれども、しかし例えばこの間コロナの影響もあり、いろいろ国際情勢の関係もあって、例えば小川がホンダを誘致しましたけれども、ここからの税収が激減しているというお話もある。要するにあれだけ町もいろんなお金を使って誘致をするわけなのですけれども、しかしこういったときにも何のために誘致したのかというような話になるのです。そういったようなことを考えると、今までもいろんな自治体で企業誘致をしたけれども、出ていってしまうというような例がもう頻繁にあるのです。そういったようなことを考えると本当にそういう政策が町にとっていいのか、本当にもう一度考え直す時期に来ているのではないかなというふうに思うのです。その辺、どう今後の自主財源を確保していこうということになると、やはり私は個人町民税、要するに人口が増えて、それでその町の中で財政が回っていくということが理想だなというふうに思うのです。そういったようなことを、この町は子育てと福祉政策に非常に力を入れた財政運営をやっているというふうに思うのです。それが功を奏して、今の個人町民税が人口増を生んで、そういったようなのが増えてきているというふうに思うのですが、そういったような流れを今後もつくっていただきたいと思うのですけれども、その辺についてお考えをお聞かせください。

○委員長（内田敏雄委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部委員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどお話にありましたとおり、総括質疑の中でも阿部委員さんからは同様なお話をいただいて、ご回答させていただきました。確かにおっしゃるとおり、健全な自主財源を運営していくためには、やはり人口増といったものについては欠かせない要素だというふうに考えております。企業誘致の関係で申し上げますと、この企業誘致もやはり地方の財政を支える上では必要なパーツの一つであるというものも言えるかと存じます。昨今のコロナの影響で、日本の各企業については、海外に進出していた工場等を国内に回帰させるというようなものも聞こえてきております。したがって、そういった企業も含めました中で、やはり国内の中でそれぞれ各拠点となるところは今後増えていくのではないかなというふうには推測しております。

ただ、企業誘致に関しましては、インフラの整備等で市町村によっては多額な費用をかけなければならないといった側面もございますので、総括質疑の中でも申し上げましたが、滑川町で現在子ども・子育てにより人口増、またこれにより町の中で循環ができつつあるサイクル、こういったも

のを検証しながら、今後の財政運営といったところを考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） それに関連して、以前からお願いをしているのですけれども、やはり小規模事業者を、町の中のそういった小規模事業者、またはこの町で商売をやってみようとかいうような方々の誘致制度についてはこの前もお願いしたところがあるのですけれども、ご検討のほうはどうでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 産業振興課、答弁願います。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、ご答弁をさせていただきます。

前回もいろいろとお話もさせていただいておりますけれども、今現在商工会ともお話ししながら新規の立ち上げと、こちらのほうにもお話もさせていただいております。順次お話が少しずつでも進めれば良いというふうに考えておりますので、よろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 要するに今企業誘致の優遇制度をやっていますけれども、それと同等のことも必要だというふうに思うので、それは検討していただきたいというふうに思うのですが、そういった検討はされているのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 産業政策課、答弁願います。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 失礼しました。産業振興課長ですけれども、個人の方という意味でよろしいのでしょうか。

〔「個人事業主とか、そういったような小規模事業所とか」と言う
人あり〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 前回等もお話ししておりますけれども、個人事業主は今現在ございません。ただ、委員の方からお話もいただいておりますので、今後どういうふうになるかというのは今後の検討になってくると思いますが、部分的にどういうふうになるかとまではいっていませんので、今現在では回答は控えさせていただきますが、検討の余地になっておりますので、よろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） よろしく願いいたします。

それに税務の関係で、行政報告書の42ページから、まず。法人区分のところなのですけれども、1億円超が若干増えていて、それ以下が若干減っているというような感じなのですけれども、1億円超の例えば7号法人が3法人増えているのですか。そういったようなことなのですけれども、ど

ういった事業所なのか、分かれば教えてもらいたいです。

○委員長（内田敏雄委員） 税務課、答弁願います。

○税務課主任・町民税担当（内田裕太） 税務課町民税担当、内田が阿部委員の質問にお答えいたします。

法人については、年間で見ればこういうふうな結果になっているのですが、新設法人や廃止の法人もあって一概にどの法人が減ったというふうには言えないのですが、例えば町にある7号法人といたしましては化学工業の会社でしたり、事務用品の製造業などがございます。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） それは、新しく入ってきたということで、企業誘致の対象にはなるところなのですか、なっていないのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 税務課、答弁願います。

○税務課主任・町民税担当（内田裕太） 先ほど申し上げたのは、新しい法人でなく既存の法人になりますので、新しい法人につきましては今現在ここに資料がございませんので、お願いします。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 同じく税務課で、報告書の44ページなのなのですが、滞納者に対する対応についてこういうふうに書いてあるのですが、文書催告、電話催告、差押えというふうな順番なのだというふうに思うのですが、電話催告はやっているのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 税務課、答弁願います。

○税務課主任・管理担当（小澤大祐） 税務課管理担当、小澤が答弁申し上げます。

電話催告をしているかしていないかということだと思いますけれども、滞納者の方々全員には電話催告はしておりませんが、例えば分割納付を組んでいる方ですとか、窓口のほうに来て納税が難しいという方々に対しましては、納付のほう、どうなっていますかというような電話での催告は行ってございます。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 以前お話ししたときに、要するに電話をするというのは結構大変だということで、それはもうやらないで、文書をやって、それで駄目で何の反応もないという方については差押えというような話だったので、ここに書いてあるのは、基本的には電話催告というのはやるのだということで書いてあるのです。よろしいですね、それで。

○委員長（内田敏雄委員） 税務課、答弁願います。

○税務課主任・管理担当（小澤大祐） 電話の催告につきましては、法人の会社さんですとか、もち

ろん個人の方を含めましても電話の催告はしております。だから、全く電話をしていないということではなくて、電話催告のほうも、阿部委員さんが以前からおっしゃっているとおり、電話の催告も少しずつやっていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 要するにやるところとやらないところが出ているということなのですか。

では、何でやるところとやらないところが出るのだという話になるのですけれども、そこはどんなふうに変別されているのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 税務課、答弁願います。

○税務課主任・管理担当（小澤大祐） 線引きと言われると、やはり阿部委員さんのおっしゃるとおり、納期限から1か月たったの督促状、そのまた1か月後に催告文書を送っております。何も無いという、反応がないという方々につきましては、そのまま財産があれば差押えという流れになりますけれども、線引きと言われると、私たちのほうもやはり納税に困っているという方を一緒に完納に向けて寄り添っていきたいという思いがございますので、財産調査をした結果、財産がありながら納税をされない方々につきましては差押えを行って、ただ困っているから助けてください、どうしたらいいですかというお声があった方々につきましては電話の催告等を行って、完納に向かって一緒に寄り添っていっているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） ごめんなさい。要するに基本的には何も反応がない方はもう差押えと、要するに財産調査して、預貯金調査して差押えをすると、これが基本になっているのだ。ここがやはり問題だというふうに思うのです。基本的に電話で、電話が通じるかどうかは分かりませんが、電話でどうしたのですかという1本の電話が入られないのかということの前から言っているのです。ちょっと改善してほしいのです、ここは。

国保税は電話催促をやっているのですか、国保税。

○委員長（内田敏雄委員） 税務課、答弁願います。

○税務課主任・管理担当（小澤大祐） こちらの話につきましても、収納という立場から国保税も同様に電話の催告を行っている方もおります。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） お願いになりますが、とにかく財産があるからとかというような、大丈夫だろうというふうに思われるのだろうと思いますけれども、いろんなものがありますから、その中には。要するに使う予定なものだとかいろいろあるのを止められてしまったら、立ち行かなくなる方だっているのです。そういったような方のことを考えてみれば、やはり電話1本入れるというこ

とをぜひお願いしたいというふうに思うのです。これはもう本当にお願いします。

あと同じところで、預貯金や給与とか差押えをされているわけですが、この換価、お金に換えるというのはすぐやってしまうのですね。どのくらいのペースでやるのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 税務課、答弁願います。

○税務課主任・管理担当（小澤大祐） 財産調査をして、財産が確認された後に調書を作成して、財産が見つければそのまま預貯金の換価。例えば給与であれば、毎月の給与の差押え等を行ってございます。スパン的なものは、いつまでというのは特段ないのですけれども、財産が確認できれば、そのまま差押えの換価という形になってございます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 給与を差し押さえて換価されるというのは、普通の働いている人にとっては本当にもう生活費が今月はない、どうするのだという話になるのです。そういったようなことで、換価するときに関しては1本電話を入れてほしいのです。どういう状態なのかという。それは最低限やるべきだと思います。いかがですか。

○委員長（内田敏雄委員） 税務課、答弁願います。

○税務課主任・管理担当（小澤大祐） 財産調査に尽きるということですが、その財産調査をして差押えを行うことで、その方の生活を逼迫させるですとか、その方々の生活が苦しくなってしまうということは税務課としては考えていない。ただ、地方税法上、やはり督促を送って、催告を送って、納税をしていただけないという方々につきましては、阿部委員さんのおっしゃるとおり、もちろん架電も必要だというふうに考えておりますが、そこにつきましては今後検討していきたいと思っておりますし、うちのほうも財産調査によって預貯金調査ですと何か月間の明細等も出てきますし、給与につきましては国税徴収法に基づけられている1か月の給料のどのくらいの給与までを差し押さえていいという計算式がございまして、それを超えないように、その方の生活を逼迫させないためにも、そういった配慮のほうは今後していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） ぜひお願いします。ちゃんと電話するようお願いしたいと思います。

あと、先ほど税込等の関係で、この間事業所に対しても個人に対しても様々なコロナ関係の支援金が出されておりますけれども、この支援金も課税対象になっているということでよろしいのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 税務課、答弁願います。

○税務課主任・町民税担当（内田裕太） 税務課町民税担当の内田が阿部委員さんの質問にお答えいたします。

支援金については、コロナの支援金について様々な支援金がございますけれども、課税対象にな

るものと課税対象にならないものがございます。課税対象になるものにつきましては、国の持続化給付金ですとか県の休業時短要請協力金等については売上げの補填になりますので、こちらについては課税の対象というふうになっております。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 個人への給付金があります。これも同じか。要するに事業継続だとか休業支援だとかについては課税対象になってしまうのですね。

○委員長（内田敏雄委員） 税務課、答弁願います。

○税務課主任・町民税担当（内田裕太） そうです。休業とか時短の協力金については売上げの補填という形になりますので、コロナの影響を受けて減ったものを補填するという形になりますので、それは所得に加算されますので、課税対象となります。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。いいです。

続きまして、報告書の46ページに証明書の発行についての金額が載っているのですが、今度コンビニでの証明書の発行になる方もいらっしゃるわけですが、この場合の手数料というのはどうなるのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課主任・町民担当（長野美由紀） 町民保険課町民担当、長野が答弁をさせていただきます。

今阿部委員様からお話がありましたコンビニ交付サービスについてですが、手数料は1通200円となっております。ただ、コンビニ交付で発行できる証明書につきましては、住民票、あとは印鑑登録証、あと課税所得証明書、以上のみとなります。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） これは、手数料として町に入ってくるということによろしいのですね。

○委員長（内田敏雄委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課主任・町民担当（長野美由紀） そうです。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 同じく51ページに自動交付機の利用率について51.1%というふうに記載しているのです。この件数が7,535件のうち51%ということで、非常に利用されているのだなというふうに思うのですが、要するに非常にこの町民カードを使った利用というのは安心できるというか、この前もお聞きしましたが、マイナンバーカードで持ち歩いたり、コンビニで何かやるというのは非常に不安というか、心配なことが大きいので、この町民カードは非常に有効だなと

いうふうに思うのですけれども、今後についてもこういったような利用率もあるということで続けていくということよろしいのですね。

○委員長（内田敏雄委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課主任・町民担当（長野美由紀） 町民保険課、長野が答弁させていただきます。

自動交付機につきましては、令和6年の11月までコンビニ交付サービスと併用してご利用いただけるようになっております。

以上、答弁させていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 令和6年までしか使えないのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課主任・町民担当（長野美由紀） 町民保険課、長野が答弁させていただきます。

令和6年に自動交付機の保守サービスが終了になりますので、それをもって自動交付機の利用は終了となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） それは、どこかで決めたのでしょうか。要するにもう継続しないと。今までには、やはりマイナンバーカードの問題もいろいろとあるのでということもあって、この自動交付機については検討するだとか、継続についても検討していくような話だったと思うのですけれども、これはちょっと意外だったのですが、どうですか。

○委員長（内田敏雄委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、阿部委員さんの質問に答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほど担当の長野から令和6年の11月と、サービスを終了することに伴いまして廃止をすることで答弁をさせていただきました。今のところ、今稼働中の自動交付機が5年リースで稼働しております。その5年リースが切れるのが、令和6年11月となっております。その中の話で、町全体のオンライン化を進める立場の総務課といろいろ話をさせていただきまして、これからはそういったことで証明書の交付機等もコンビニ交付に切り替えていくということで、今のところ話を進めております。

その一つの要因といたしましては、今保守または自動交付機の機器のほうを開発している業者のほうから、今般のコンビニ交付に切り替える市町村が増えてきまして、これからは販売また製造もしないと、またサービスについても打切りを考えているというような通知が来てございます。そういった中で、何といたしまして町民カードの普及率がやはり高いものですから、使用したいという方もやはりいらっしゃいます。町民カードでしたら、役場の中だけのオンラインでつながっている

ものですので、阿部委員のおっしゃるとおり、安全に運用されていると思います。これから、また令和6年11月を迎えるに当たりまして、どれだけまだ自動交付機を使うニーズがあるのかもまた確かめながら、そこはまた判断していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 度々お話ししていますけれども、このマイナンバーカードの問題点というのは非常に大きくて、国全体でもう進めようと。総務省なんかは、このカードの普及率によって交付税まで低いところは下げるといようなことまで言い出しているのです。本当これはもう何なのですかというふうに言いたくなります。

この町民カードは使い勝手がいいし、それを1つ持っていけばできるわけだから、本当にそういったようなことまでやめさせてしまうようなこの流れというのは、本当にとんでもないなというふうに私は思うのです。ぜひこれについては町としても、この大きな流れに逆らえといってもなかなか難しいかもしれませんが、しかしやはり町民の福祉を考えたときにはこれは重要な一つの施策だと思いますので、何とか継続させていただきたいなというふうに思います。

マイナンバーカード、あなた持っていないから、自動交付機もなくなったのだから、あとはそういったことはできないのだよというふうに言われてしまったときに、町民はどう思うかというふうに考えたほうがいいな、考えるべきだなというふうに思うのです。そういったような多くの町民の皆さんの意見、意向に沿った町政を進めるべきではないかなというふうに思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。お願ひします。

87ページの産業振興のところ経営所得安定対策事業というのがあるのですけれども、ここに書いてある、そのまま読むと要するに農業を安定的に継続させていく、そういったような事業なのだよということになっているのですけれども、これで何かうまくいっているのかというか、農業を継続できているのだよというふうに書いてあるけれども、本当にそうなのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 農業振興課、答弁願ひます。

○産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野よりご答弁申し上げます。

今お話をいただきました経営所得安定対策事業はうまくいっているかということですが、87ページの下表にもございますが、内容的には目標数量だとか水稻の換算面積だとかというふうなことで書かれておるのですが、その下の米印でございまして、令和3年度、米の生産量でございまして、基準反当たり458キロということで、播種のほうも良好ということで考えてはございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 今本当に大変な状況の中で、苦勞して農業を続けているというのが実態だ

というふうに思うのです。そういったようなのも何かうまくいっているというような形ではなくて、やはり皆さん大変な思いをしているということも含めて記載のほうはお願いしたいなと思います。

あと、94ページの耐震住宅リフォーム助成の申請件数と補助金額が載っているのですが、これも前にお願ひしましたけれども、工事総額についても記載をお願いしたいというふうに思ひます。これはお願いしておきます。答弁はいいです。

あとは、97ページの道路の整備なのなのですが、ここにはシルバー人材センターにこういった形でお願ひしているということなのですが、通学路についてはどういふふうにお願ひといふか、私なんかは思うのだけれども、例えば夏休み終わって2学期が始まる時に、通学路に草がいっぱい生えているとみんなあれかなと思うので、そのときだけは刈ってほしいななんて思うのだけれども、そういったいつ頃とか頻度とか、そういったようなことについて教えてください。

○委員長（内田敏雄委員） 建設課、答弁願ひます。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森のほうから阿部委員さんのご質問に答弁いたします。

草刈りにつきましては、おおむね滑川町シルバー人材センターに依頼をしまして、シルバーさんには通学路の区域図を先に渡しております。その中でシルバーさんのほうで順番に行っているところです。ただ、シルバーさんも、シルバーさんの会員が減っているということでもなかなか追っついていないのが現状なので、それ以外に我々職員で現地を確認して、広いところについては滑川の町内業者に依頼したりとか、そういった対応を適宜行っております。また、回数とかにでも何回やるかとかでも、おおむね二、三回は通学路についてはやろうと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 時間ですので、終わります。ありがとうございました。

○委員長（内田敏雄委員） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（内田敏雄委員） なしと認めます。

これをもちまして、令和3年度滑川町一般会計決算の総務経済建設常任委員会の所管の質疑を終結します。

暫時休憩します。再開は11時45分になります。

説明員の皆さんには大変ありがとうございました。入替えをお願いします。

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願ひます。

相互に礼。

休 憩 （午前11時32分）

再開 (午前11時45分)

○議会事務局長(島田昌徳) ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

○委員長(内田敏雄委員) 再開します。

これより令和3年度滑川町一般会計決算の文教厚生常任委員会の所管の審査を行います。

質疑に入る前に、各担当課局の説明員の方がおりますので、各担当課長、局長から説明員の紹介をお願いします。

最初に、篠崎高齢介護課長、お願いします。

○高齢介護課長(篠崎美幸) 高齢介護課長、篠崎でございます。よろしくお願いいたします。

説明員につきましては、それぞれ自己紹介とさせていただきます。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当(武内 睦) 高齢介護課高齢者福祉担当、武内と申します。よろしくお願いいたします。

○高齢介護課長(篠崎美幸) 以上、2名で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長(内田敏雄委員) 武井健康づくり課長、お願いします。

○健康づくり課長(武井宏見) 健康づくり課課長、武井より説明したいと思います。

本日説明員、私健康づくり課長、武井と、あとは自己紹介とさせていただきます。

○健康づくり課副課長兼主席主幹・保健予防担当(西浦俊行) 健康づくり課副課長の西浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康づくり課副主幹・保健予防担当(早川裕美子) 同じく健康づくり課、早川と申します。よろしくお願いいたします。

○健康づくり課主任・健康づくり担当(西須弘明) 健康づくり課健康づくり担当、西須と申します。よろしくお願いいたします。

○健康づくり課長(武井宏見) 以上、4名で説明員とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(内田敏雄委員) 次に、岩附町民保険課長、お願いします。

○町民保険課長(岩附利昭) お世話になります。町民保険課長の岩附でございます。よろしくお願いいたします。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○町民保険課主事・年金国保担当(強瀬利賀) 町民保険課年金国保担当の強瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○町民保険課長(岩附利昭) 以上、2名で答弁をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長(内田敏雄委員) 次に、木村福祉課長、お願いします。

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長の木村でございます。

説明員につきましては、それぞれ自己紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（宮島栄一） 福祉課こども福祉担当、宮島と申します。
よろしくお願いいたします。

○福祉課副主幹・社会福祉担当（奥野 忠） 福祉課社会福祉担当、奥野と申します。よろしくお願いいたします。

○福祉課主任・こども福祉担当（添田 涼） 福祉課こども福祉担当、添田と申します。よろしくお願いいたします。

○福祉課主事・こども福祉担当（恩曾良平） 福祉課こども福祉担当の恩曾と申します。よろしくお願いいたします。

○福祉課長（木村晴彦） 以上、5名で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（内田敏雄委員） 次に、澄川教育委員会事務局長、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、澄川でございます。よろしくお願いいたします。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局主席主幹（指導主幹）・学校教育担当（寺田陽介） 教育委員会事務局学校教育担当、寺田でございます。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育委員会事務局教育総務担当、権田と申します。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・文化財保護担当（上野 聡） 教育委員会事務局文化財保護担当、上野と申します。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・生涯学習担当（堀口章子） 教育委員会事務局生涯学習担当の堀口と申します。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局主任・生涯スポーツ担当（強瀬和成） 教育委員会事務局生涯スポーツ担当、強瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局主査・図書館担当（田宮 圭） 教育委員会事務局図書館担当、田宮と申します。
よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 以上、6名の説明員と共に答弁をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（内田敏雄委員） 次に、関口環境課長、お願いします。

○環境課長（関口正幸） 環境課長の関口でございます。よろしくお願いいたします。

環境課の説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○環境課主任・生活環境担当（齋藤敬己） 生活環境担当、齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

ます。

○環境課長（関口正幸） 以上、2名で説明いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（内田敏雄委員） 各課局の説明員の紹介が終わりました。

それでは、質疑に入ります。

質疑は委員ごとに1回とし、一問一答、40分間とします。また、質問と回答については、質問者は質問席で行い、回答者は自席でお願いします。

それから、委員長権限で質問者、答弁者は着座のまま質問、答弁を行って結構です。

なお、町長、副町長、教育長に答弁を求める場合は、自ら指名をお願いします。

質疑はありませんか。

質疑があるようですが、暫時休憩とします。再開は午後1時からとします。

休 憩 （午前11時48分）

再 開 （午後 1時00分）

○委員長（内田敏雄委員） 再開します。

質疑はありませんか。

吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 13番、吉野正浩です。よろしくお願いいたします。

決算書の57ページなのですが、ここに社会福祉総務費の13使用料及び賃借料、車両リース料ということで130万5,072円とあるわけなのですが、これはデマンド交通事業だと思います。そこで、行政報告書ですと69ページなのですが、昨年の行政報告書と比較しますと登録者数が692人ということなのですが、昨年度より76人増加しております。令和3年度は、新型コロナワクチン接種の方への対応で、接種期間中は普段休みの火曜日、木曜日の運行を行いました。という中で、令和2年度と比較して運行回数が4,300回と、令和2年度より500回少ないのです。その要因をお聞かせいただきたいと思うのですが、

○委員長（内田敏雄委員） 福祉課、答弁をお願いします。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（宮島栄一） 福祉課、宮島よりただいまの質問にお答えさせていただきます。

確かに令和2年度と比べまして運行回数のほうは減少しております。主な要因といたしましては、いきいきサロンの中止の期間がおよそ3か月ぐらいいりまして、そちらの影響もあり、運行回数が減っております。また、コロナの予防接種もあったのですが、一時期コロナのはやっている時期に利用制限のようなものもかけさせていただきました。ワクチンの接種はあったのですが、全体的な運行回数は減ったのではないかなという見解となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） そういった原因があるわけですね。

それで、私が計算しますと、運行回数は4,300回、稼働日数が158日ということで、車両が3台ありますから、単純に割ってみますと1日1台当たり9回運行しているわけなのですけれども、こうした中で現状需要に対応し切れず、運行をやめているというようなことはあるかないかということを知りたいのですけれども。

○委員長（内田敏雄委員） 福祉課、答弁をお願いします。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（宮島栄一） 今受付の段階で極力ご希望に沿えるような運用をしておりますけれども、どうしてもご要望の空きがない場合でも、この時間だと空いていきますよというような感じで、極力皆様にご利用できるような運用を行っております。

なお、残念ながら予定がつかずに断った方も実際にいらっしゃるのが事実でございます、3年度のほうは、年間を通して33件、利用のほうをお断りさせていただいている実績となっております。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） これは、台数を増やすとか、深刻なというか、そういう問題までは発生するような感じではないのですか、住民からの要望等から。感じ的にはいかがですか。

○委員長（内田敏雄委員） 福祉課、答弁願います。

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、吉野委員の質問に答弁させていただきます。

先ほど宮島副課長が申しましたとおり、昨年度、令和3年度お断り申し上げた件数については33件、お断りを申し上げました。こちらにつきましては、どうしてもその時間帯、病院の予約の都合とかいうことでかち合ってしまった場合がほとんどでございます、ベイシアとショッピングモールへの買物については、多少時間をずらして何とか1日のうちに収めていただいて、予約が取れている状態であります。ですので、3台の枠でどうしてもその時間だけということが33件あったということについては、その部分だけ見ますと台数が足りないのかなという部分は感じられますが、ほかの部分で空いている時間帯もありますので、利用者の方がご都合をつけていただければ予約が取れる状況であるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 分かりました。

それと、あと次は決算書の64ページなのですが、老人福祉総務費の節7の報償費、敬老年金について伺います。75歳以上の方、高齢者全員に敬老祝金という感じですか、支給しているのですけれども、こういった自治体は比企郡内にありますか。

○委員長（内田敏雄委員） 高齢介護課、答弁をお願いします。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 陸） 高齢介護課高齢者福祉担当、武内より答弁させていただきます。

75歳以上の方全員に対して、こういった敬老年金のような祝金を支給している自治体はないと把握しております。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 一般的に77歳の喜寿とか80歳、88歳、90歳、99歳、100歳といった年齢の節目に行うところが多いのではないかと思います。寿命が延びて、団塊世代の方も75歳にここで達します。そうした中、受給者もどんどん増えていくことが考えられます。町の財政も、私も午前中でお話ししましたが、借金もありまして、決して裕福な財政状況ではありません。小さいことかもしれませんが、将来に向けて内容の精査が必要と考えます。これは政策的なことですので、答弁は要りませんので、ただその辺も精査して、全体的なことも考えてお願いしたいと思います。それはそれで以上です。

次は、75ページです。清掃費、塵芥処理費、12委託料、生活環境パトロール町内美化推進事業委託料142万7,000円のこの概要をお伺いします。

○委員長（内田敏雄委員） 環境課、答弁願います。

○環境課主任・生活環境担当（齋藤敬己） 生活環境担当、齋藤が答弁をさせていただきます。

こちらは、生活環境パトロール町内美化推進事業委託料になります。こちらですが、週2回、火曜日と金曜日になります。シルバー人材センターの方が2名、町内の美化清掃を行っていただいております。美化清掃箇所につきましては、町道、あとはごみ集積場の見回りなど、あと不法投棄が多くされてしまう場所、そちらのパトロールを主にさせていただいております。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 場所的には、公共の場をやるということがスタンスだと思うのですが、不法投棄と今お話を聞きましたけれども、不法投棄というのは公共の場だけでなく、山林とかそういうところもあるわけですが、そういったところを行っているかどうか、お願いしたいと思います。

○委員長（内田敏雄委員） 環境課、答弁願います。

○環境課主任・生活環境担当（齋藤敬己） 生活環境担当、齋藤が答弁をいたします。

民地ということです。山林の多くで不法投棄がされてしまう現状がありますので、パトロールの方に確認はさせていただいて、環境課のほうに報告が上がってきます。報告は上がってくるのですが、その後町民の方に情報を共有するかというところまでは現状だといっただけです。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 不法投棄をされたものというのがはっきり分かった場合は、違法者の民地においても不法投棄ですので、民地という所有者の責任ということで多分すぐおっしゃると思うのですが、そうではなくて、不法投棄されたものに対して町は追跡調査とか、そういうのを土地の所有者に代わってきちっとしているかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（内田敏雄委員） 環境課、答弁願います。

○環境課主任・生活環境担当（齋藤敬己） 生活環境担当、齋藤が答弁申し上げます。

繰り返しになってしまうのですが、民地については大規模なもの、悪質なものであれば町民の方にはお伝えするのですが、追跡調査等、そこまでは現状していなくて、そこは所有者の方にやっていただいて、所有者の方が警察なりに相談していただいて、そこまでの対応というような形になってしまいます。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 町のほうでは、公共の場にそういった不法投棄されたものについては、全て片づけとかそういうのはしていると思うのですが、実際山林とか畑なんかには捨てられたケースが非常に多いです。町は、個人の責任で対処してほしいというのは、どこの自治体もそういったスタンスだと思います。ただ、私が思うのは、そういったものの追跡調査、こういうものは個人の責任といってもなかなかできないものですから、できればカメラか何か、そういったところに設置したりするとちょっと聞いたのですが、その辺もお聞きしたいのですが。

○委員長（内田敏雄委員） 環境課、答弁願います。

○環境課主任・生活環境担当（齋藤敬己） 生活環境担当、齋藤が答弁申し上げます。

不法投棄の監視カメラということなのですが、昨年度要綱のほうを作成させていただいて、現在2基運用させていただいております。令和3年度の実績ですと、町民の方からあと2か所つけていただきたいという要望がありましたので、そちらについては対応させていただいているところであります。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） そういった形でやっていただいて、最終的にはそういった不法投棄をしている人とか、そういう人は追跡調査が私は必要だと思うのです。個人でそれを誰がやったとか、そういう原因者を調べるというのはなかなか難しいと思うのです。そういったときには、町のほうは追跡調査とか、そういうのには協力していただけるのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 環境課、答弁願います。

○環境課主任・生活環境担当（齋藤敬己） 生活環境担当、齋藤が答弁を申し上げます。

行為者が監視カメラのほうに万が一映った場合なのですが、要綱上ですと警察のほうに情報提供という形ですることができます。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 回収するものについては個人の責任ということであるわけですが、私が思うに環境美化の日なんかになりますと、行政報告書を見ますと相当いろんなものを拾っているわけです。それは、民地だろうが、公共のところでも多分拾ってくると思うのです。そういった場がありますので、もし相当大量のものでなければ、個人の所有地に捨てられた不法投棄物も環境美化の日に町で処理しますということではいただきたいと思いますと思うのですけれども、いかがなものですか。

○委員長（内田敏雄委員） 環境課、答弁願います。

○環境課主任・生活環境担当（齋藤敬己） 生活環境担当、齋藤が答弁申し上げます。

環境美化の日に自分の所有している土地に不法投棄ごみがされていて、その回収を環境美化の日に合わせてやっているとところも実際ありまして、そういうものに関しては業者のほうにお任せして、町のほうで回収をさせていただいています。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） その辺、個人の責任というだけでなく、そういった柔軟な対応をしていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○委員長（内田敏雄委員） ほかに質疑ありませんか。

上野委員。

○5番（上野葉月委員） 上野葉月です。質問いたします。よろしく申し上げます。

まず、行政報告書75ページをお願いします。母子保健事業なのですけれども、(2)、乳幼児のところそれぞれ何か月健診という形で健診が予定されています。そして、3歳児健診なのですけれども、3歳児健診と名前がついていながらも、対象月齢が3歳6から8か月児、3歳から半年以上遅くなっています。このずれる理由というのは何なのでしょう。

○委員長（内田敏雄委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課副主幹・保健予防担当（早川裕美子） 保健予防担当、早川が答弁いたします。

3歳児健診の実施時期についてなのですけれども、3歳ちょうどでの健診となりますと、視聴覚あるいは尿検査等、項目で実施が難しいものがまだありますので、3歳6か月の時点でのスクリーニングとしています。これは、近隣の自治体も同様かと思えます。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 埼玉県ではそうかもしれないのですけれども、東京都なんかだと3歳に近いところでやるように思います。

今幼稚園なんか、満3歳の入園を実施しているところが過去よりも増えています。それから、保育園においても、2歳児から3歳児になるところで1人の先生が見る子どもの数が増えたりですか、集団の規模が大きくなってきたりします。そういうところで、発達の遅れが見られるような

子について、3歳6から8か月というところではちょっと問題が生じるのではないかなと思っていて、例えば満3歳で幼稚園に入園したいけれども、幼稚園のほうで断ってくるだとか、入所についてちゅうちょをする、あるいは保育園のほうでも2歳から3歳に上がるところでこのまま集団の中でやっていけるのだろうかというところで心配を持つ。そういうところに関して、3歳で3歳児健診ができていれば保健センターもきちんと情報を持っていて各機関と相談ができると思うのです。ほかの各機関も、保健センターが情報を持っていればコンタクトを取りたいと思っているかもしれませんが。その中で、今まではよかったかもしれないのですけれども、最近のこの事情の中で、やはり早期に発見して早期に対応する、早期に療育に入るとというのが発達上も一番いいと思いますので、そう考えるとこのずれがとても気になってくるのですけれども、3歳でやることはできないのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課副主幹・保健予防担当（早川裕美子） 保健予防担当、早川が答弁いたします。

現在、昨年度から2歳の検診というのがコロナで実施できなくなってしまっているのですけれども、滑川町の場合は2歳児歯科検診を全数に実施しておりますので、2歳の検診が再開できれば、そちらで発達等の遅れについては、特に前回の健診からのフォローのお子さん等についてお話を伺う機会ができます。その場合、3歳までの間に発達相談あるいは保健師の個別相談という形でのフォローができますので、3歳ちょうどの健診が行えない状況ではあるのですけれども、2歳児歯科検診再開という形で対応が可能かと思えます。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 今2歳児歯科検診はやっていないです。これは、いつ再開できるのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課副主幹・保健予防担当（早川裕美子） コロナの流行状況を加味してというところではあるのですが、歯科検診で2歳の月齢での検診になると、かなり接触も飛沫もリスクが高い状況にありますので、感染状況が少し落ち着いてきた段階で次年度、その先、いつになるか、この場では確実なところは申し上げられないのですけれども、早いうちに再開を検討しています。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 2歳児歯科検診は決まっている検診ではないので、任意というか、町の実施の裁量になってくるというところで、コロナがあるというところで再開がもしかしたらかなりずれ込むかもしれない。そうしたら、3歳児健診、今の期間でやっているとならば2年空いてしまうのです。

○委員長（内田敏雄委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課副主幹・保健予防担当（早川裕美子） 感染のリスクというところとてんびんにかけると、いつ再開というのを明言できない部分ではあるのですが、滑川町の場合は法定健診以外の健

診や相談等においても、全数にお声がけをして発達の確認を行ってきております。随時の相談という形で、特に集団所属のあるお子さんに関しては、連携等を取らせていただきながら対応できたらと考えています。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

発達障害、発達遅滞のお子さんというのは確実に増えています。そして、3歳児健診は最悪3歳8か月になるまでしない。そして、2歳児の歯科検診もいつ再開になるか分からないということで、自ら相談に行く方というのはいいのです。でも、自ら相談に行かない方のところに問題がかなり内包されているという現状は、私が言わなくてもご存じだと思います。なので、健診の期間をもう少し見直すことで拾い上げていくということも検討していただきたいと思います、ここは本当はかなり深刻な問題として受け止めて、検討していただきたいと思います。

次に、(3)のその下のことばの相談のところなのですが、言語聴覚士による個別相談を年30回、延べ101人ということなのですが、これ前年や前々年の実績というのは分かりますでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課副主幹・保健予防担当（早川裕美子） 保健予防担当、早川が答弁いたします。

ことばの相談については、回数を徐々に増やしてきております。平成30年度が88名、令和元年度が100名、令和2年度は、これはコロナでの中止が入りましたので、89名です。令和3年度が101名の利用となっております。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。同じく行政報告書の80ページなのですが、ここは書いてあること及び書いていないことについて伺いたいのなのですが、これは環境課がご担当のページだと思うのですが、3ページしかないのです。例えば去年であれば、太陽光パネルを規制する条例をかなり労力をかけて制定していただいたりだとか、かなりの実績があると思います。そして、令和4年度からの実施ではありますが、ごみ一般廃棄物収集運搬というところで、可燃ごみの処理の委託先というか、処理先が小川地区衛生組合が持っている焼却施設からオリックスに変わるというところで、大きな変更があった年だと思います。そのようなことが全く載ってないのですけれども、これはなぜ書かれていないのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 環境課、答弁願います。

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野委員さんの質問に答弁いたします。

これは、書かれていない、特に書かなかったというわけではないのですけれども、確かに今後は内容のほうをもうちょっと精査しまして、今後は行政報告のほうも充実に努めたいと思います。確

かに例年のような形でややマンネリ化したような表現もございますので、今後については内容のほうを充実させていきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） すみません。82ページに太陽光発電整備に関する条例の制定というのは載っていません。すみません。載っているのですけれども、もうちょっとスポットを当てて書いてあげてもいいのではないかなと思います。

そして、その上に、イエローチョーク作戦、犬のふん害対策とかというのも載っているのですけれども、果たしてこういう細かいことを載せるよりも、大きな変更事項というのを分かりやすく書いていただけるとありがたいかなと思います。

そして、全般についてなのですけれども、目次のところを見ると、各課、項目についてページ数が分かるのですが、例えば健康福祉課は15ページあって、教育委員会は20ページ、それに対して環境課や農業委員会、あと建設課も3ページ、4ページというような感じで、かなりボリュームが変わってきます。恐らく各課の方が必要と思われることを書いていくという決まりの中で多分動いていらっしゃるからかと思うのですけれども、内容の大きいもの、内容をそろえて、変更事項や大きいところはこれを見ると分かるというようなつくりにしていただけるとありがたいかなと思います。では、ここについては以上です。

次に、同じく行政報告書の105ページなのですけれども、宮前小学校南側斜面遊具等撤去工事179万とあります。これかなり古くなっていたので、撤去されたということなのだと思いますが、これについて新設の予定というのはあるのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育総務担当、権田が上野委員の質問に回答します。

新設というのはまだ考えておりません。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。南側の斜面を利用しての遊具、結構楽しい、特徴的なものができていたと思うので、撤去された種類全部をととは言わないのですけれども、何かしらあそこに遊具があるといいかなと思います。これは要望です。撤去だけではなく、新しくまた入れ替えるようなイメージで何かしら造っていただけると楽しいかなと思います。

次なのですけれども、その下の福田小学校のところで、くすのき治療等業務委託というところで樹医をお願いしているというのがあるのですが、これについてクスノキの現在把握している、このままでいった場合の寿命ですとか、それを樹医の治療によってどこまで保とうとしているのかというような計画についてお聞かせください。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、澄川が上野委員のご質問に答弁をさせていただきます。

現在クスノキにつきましては、上野委員がおっしゃるとおり、大分老木になっておりまして、延命という形での治療診断、治療のほうを行っております。クスノキについては、福田小学校のシンボルツリーでもあります。数々の思い出をつくられた皆さん、福田小学校を卒業された方は思い出のある木だと思います。できるだけ長くもっていただければなというふうに思って、この治療委託を続けています。どのぐらいの寿命なのかということで、毎年樹木医さんに診断していただいて報告等は伺っていますが、具体的にこのぐらいまでという木の寿命については特に言及はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

例えば、宮前小学校の桜などは寿命が来ていて、枯れていっている木も見受けられます。その中で、シンボルツリーとはいえ、このクスノキにだけ50万円近く毎年かけ続けるというところは検討課題なのではないかなと思います。

いつかは多分枯れてしまうと思うのです。地域の人の思いのある木ではあると思うので、前も言ったのですけれども、例えばそこから種を取って若木を育てて、そちらに移行していくだとか、あるいはもう少しこのクスノキに関して、樹医さんに任せるだけではなく、地域の人に関わってもらって老いを共有していくだとか、そういうようなこととして、いつかは枯れる、それを受け入れる準備というのをする方向に50万円というのを使うということも考えるべきではないのかなと思います。例えば通学路の草の伐採ですとか、そういうところへの金額にきゅうきゅうとしている中で、ここに50万円というのがどうしても私としては目立ってしまうというか、引っかかってしまうので、ここを将来どうするのかということも含め、やり方をもう少し検討していただきたいなと思います。

次の質問に移ります。同じく行政報告書の107ページと、あと150ページも関連してくるのですけれども、(4)の奨学資金貸付基金というものがかなりの額あると思うのですけれども、これが活用し切れていないように思います。これの活用については、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育総務担当、権田が上野委員の質問に答弁いたします。

該当する学校についてですが、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校もしくは各種学校に入学決定または在学中の者に対応しております。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

今奨学金について世の中で問題になっていて、有利子ではなく無利子にすべきではないか、社会に出て奨学金の返済に苦しむ有利子分を、いわゆる相殺、チャラにすべきではないかなどという議論もあります。奨学金を必要とする方というのは、コロナの経済苦に陥る方も恐らくいらっしゃる中で、需要というのはあるのだと思います。なので、基金があるのであれば、もう少し貸出しの要件を今よりも使いやすいもの、あるいは緩和する、できれば無利子にしていくというようなことをして、基金がもうちょっと動くように考えていただければなと思います。そこについて、何かしら現在の経済状況の中で使ってもらうための方策というものはお持ちでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育総務担当、権田が上野委員の質問にお答えいたします。

利子についてですが、借りた年月で返せば利子はつかないような形になっております。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。そうしたら、一般のより条件はいいのかなと思いますので、もう少し町民の方に知ってもらって、ここの金額が多分必要な方は多いと思いますので、もっと動くように何かしら計画というか、周知でも案内でもしていただけたらいいなと思います。

次の質問に移ります。次、決算書をお願いします。決算書20ページ、新型コロナワクチンなのですけれども、項目が複数あるのですが、新型コロナワクチンに係る令和3年度の総額というのは結果的には幾らになったのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課副課長兼主席主幹・保健予防担当（西浦俊行） 健康づくり課、西浦より上野委員のご質問に答弁させていただきます。

初めに決算書の20ページで御覧になっていただきますと、備考欄でいうと上から3番目、こちらのほうが新型コロナワクチン予防接種事業国庫負担金になっております。これが、いわゆる国から入ってきた部分の交付金になりまして、用途の内容としましてはいわゆる接種の費用、病院等で接種された際の委託料の支払い、それから集団接種等の会場での医療従事者への支払い等に充てていく内容になっております。

それから、もう一つ項目がございまして、そのページの一番下を御覧ください。そちらにあります新型コロナワクチン接種体制構築事業補助金、これは繰越明許となっております、昨年度から繰り越されたもの、それから翌ページの22ページ上段となります。これが、新型コロナワクチン接種体制構築事業補助金ということで6,506万3,000円ということで、この3つを足した金額がいわゆる国の交付金として入ってきております。概算ですと1億3,000万円ぐらいになるかなとは思いま

すが、まだ事業のほうは続いておりますので、そこから支出を見ていながら、最後に実績報告という流れという形になりますので、現状としては昨年度は1億3,000万円が入として入ってきたという内容になっております。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

その中で、支出のほうが予防接種関連だと72ページになるかと思うのですが、これに対応するところ、今お聞きしたところの収入に対して対応するところの支出というのは幾らぐらいになるのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課副課長兼主席主幹・保健予防担当（西浦俊行） 健康づくり課、西浦より答弁を申し上げます。

歳出としましては、今上野委員さん、お話があったとおり、72ページのところがそれぞれ関わっておりますので、概算ですと昨年度におきましては1億2,000万円程度を支出として見込んでおります。まだ継続となっておりますので、事業のほうを終了していないので、金額としては概算で1億2,000万円ぐらいと考えております。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ちなみに1回接種当たり幾らぐらいになるのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課副課長兼主席主幹・保健予防担当（西浦俊行） 健康づくり課、西浦より答弁申し上げます。

初めに、接種費用ですと、費用としてはお医者さんのほうに支払う費用ということでお答えをさせていただきますと、お持ちください。すみません。失礼しました。1回当たりの接種の費用として国のほうから示されているのが2,277円となっております。

実際にどのくらいかかったかというお話になるかなと思うのですが、令和3年度だけ見ていただくと、行政報告書の79ページを御覧いただけますか。そちらの10番で新型コロナウイルスワクチン接種事業ということで、(2)の接種実績がございますので、令和3年度中に接種した数値として1回目、2回目、3回目、合わせて延べ3万7,802人という形になっております。単純に言いますと、先ほどの1億3,000万円を割っていくという形にはなるのですが、最初の準備ですとか、そういった部分はあるので、一概に幾らというのは、なかなか単純に割ってそれがそうだとは言いきれないところがあるので、ご容赦ください。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。76ページなのですけれども、どこの項目に入るか分からないのですが、清掃総務費、清掃費というのがあるかと思うのですけれども、通学路のトイレの掃除なのですが、羽尾神社の脇や小久保建設の近くに宮小の通学路ですとトイレが設置してあるのですけれども、ここの清掃費用というのはどこの項目に入ってきますでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時42分）

再 開 （午後 1時42分）

○委員長（内田敏雄委員） 再開します。

上野委員。

○5番（上野葉月委員） では、次の質問に移ります。

98ページの教育費のところ、教育振興費についてなのですけれども、昨年G I G Aスクール構想というものが導入されて、タブレットやG I G Aスクールサポーター等、新規で費用の購入があったかと思えます。令和3年度の決算が出たわけなのですけれども、現在タブレットやパソコン等にどれくらいの費用がかかっているのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に答弁をさせていただきます。

小中学校にかかっているI C T機器、電算関係の費用ということなのですが、上野委員がおっしゃったように、昨年度、令和2年度にG I G Aスクール構想が導入され、3年度に実施、一斉整備されています。それ以外にも、もともとあった従来のパソコン教室並びに先生方が使う校務用のパソコン、またそれに伴って校務を支援するためのシステム等、学校には今電算、I C Tはかなり欠かせないツールとなっていて、多種多様な部分でそちらのほうを活用させていただいています。それをそれぞれ合計してということになりますと、今現在手元に資料がございませんので、これは後ほど確認させていただき、決算書のこことこの分ですということでお示ししながら、後ほど答弁させていただければと思います。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

金額を知りたいというのもあるのですけれども、例えば今澄川さんがおっしゃったように、決算書104ページでパソコン等借上料、宮小で1,007万円、月小で760万円、そして112ページで滑川中学校のところでは1,459万円とかなり大きな数字が出てきています。そして、タブレットP Cは、初

めこそは国の助成金というか、国の全額補助で導入はできたかと思うのですけれども、その後のこととか等もあります。

急な国の方針であったこともあると思うのですけれども、今現在タブレットPCが本当に1人1台持つ必要がある状態であるのかというのは多少疑問でありまして、かつ今まであったパソコン教室のパソコンというのもある状態で、タブレットPCと既存のパソコンというのをダブルで管理しなければいけないという状況が生じていると思うのです。当然費用も両方に生じてくるわけで、この辺について今後リースが切れる5年後を含め、どのような展望で、機材の調達や教育内容についてもこの辺のパソコン、タブレットを活用していくのか、今の現状を維持していくのか等について、長期的なところでお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局主席主幹（指導主幹）・学校教育担当（寺田陽介） 学校教育担当、寺田より答弁させていただきます。

まず、パソコン教室ですが、現在のタブレットパソコンが入ったことによって、数年後、こちらのパソコン教室のほうはなくしていくということで、形を変えてそちらのほうは教室として利用していくということで考えております。

タブレットについては、リースが5年となっておりますので、ここで5年間使用いたしまして…失礼いたしました。6年間のリース期間を利用いたしまして、またその後は……

〔「リースは5年なのですからけれども、6年使う」と言う人あり〕

○教育委員会事務局主席主幹（指導主幹）・学校教育担当（寺田陽介） 失礼いたしました。リース期間は5年、ただ使用については6年使用を目指すということで考えております。その後については、財政のほうとの相談等もございますので、今後検討ということで考えております。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 小学校はともかくも、中学校もパソコン教室というのはなくしていくのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局主席主幹（指導主幹）・学校教育担当（寺田陽介） 学校教育担当、寺田より答弁させていただきます。

中学校も同じようにパソコン教室はなくしていくという方向性でございます。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。

やはり仕事や、パソコンというか、これからのIT社会及びITに関する職業が増えるという中

で、タブレットでできることは限られていると思うのです。本当にITを専門的に使うとなったらやはりパソコンだと思うのですけれども、そういうところにつなげていくという意味で、中学生はタブレットよりもパソコンが使えるというところも大事なのではないかなと個人的には思います。

次の質問に移ります。106ページなのですけれども、上のほうで公有財産購入費、プール等移設用地取得費、宮小172万円とあります。このプールについてなのですけれども、これはプール等移設用、プールのための用地が取得されている計画が継続しているものとして読んでよろしいのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に答弁をさせていただきます。

こちらにつきましては、以前答弁させていただいたかと思うのですけれども、宮前小学校のプール並びに体育館を移設するための用地を取得するときに、こちらのほう、この予算名称、この科目名称にして予算措置をしていただいて、今現在土地開発基金のほうに買戻し、返済という形で基金の積み戻しをしているところでございます。このプール等移設用地というのは、あくまでも予算科目上の名称でございます。実際には、学校用地取得のための経費となりますので、今現在プールの移設の見込みはないということを考えると、こちらの名称についてはプール等というのはふさわしくないのかもしれないかなというふうに個人的には思います。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 予算をこれだけの金額のものを進めたというのは、あくまでプールが必要であったからということで進めたわけです。それを変更するに当たって、何かしらの協議というものがあって名称変更なり、計画変更をするというのが私は筋だと思います。なので、状況によって、この目的ではなくなったから名称を変えようとか変えてしまおうとかいうのは、少し行政のやり方として手続上欠けるものがあるのではないかなと思います。

次の質問に移ります。120ページをお願いします。14工事請負費のところ、文化財整理室解体処分工事、これは宮前小学校及び滑川幼稚園の下にあったプレハブの文化財整理室を解体したという費用だと思うのですけれども、135万円とありますが、これで全て金額としては含まれた金額なのでしょうか。この金額でできたのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・文化財保護担当（上野 聡） 文化財保護担当、上野がお答え申し上げます。

上野委員のおっしゃるとおり、宮小にあるプレハブ小屋についてはこの金額で全て解体を行っておりますので、終了しているという判断でよろしいかと思っております。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 文化財整理室、かなり環境的には悪いところでずっと作業していただいたので、よかったなとは思うのですけれども、現在既に引っ越しは終わって、業務は順調に新しい施設でできているということで、特に何か切り捨てたりだとか、新規に追加したりだとかという業務は、この文化財整理室についてあるのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・文化財保護担当（上野 聡） 文化財保護担当、上野、上野委員のご質問にご回答申し上げます。

今あるところというのが、文化財整理室という名前に変わっておるのですが、旧タナゴ館があったところでございます。そこにつきましては、空調設備ですとか、多少水場の修繕等がございます。そういう環境を整えて現在やっておる状況でございます。

以上、お答え申し上げます。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。少しというか、よくなった環境でお仕事をいただければと思います。

次の質問に移ります。戻るのですが、118ページ、負担金、補助及び交付金のところで、PTA関連についてなののですけれども、PTA連合会補助金、それから小中学校PTA補助金、これが何に使われているかというのを教えてください。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

暫時休憩にします。

休 憩 （午後 1時53分）

再 開 （午後 1時55分）

○委員長（内田敏雄委員） 再開します。

教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・生涯学習担当（堀口章子） 失礼いたしました。教育委員会事務局、生涯学習担当、堀口より上野委員さんの質問に答弁させていただきます。

比企郡PTA連合会負担金のほうは、比企郡のPTA連合会のほうに負担金のほうを人数などにより納入するものでありまして、そちらのほうでどのように使うかを決め、そちらのほうの活動について行っているものであります。

また、小中学校でのPTAの補助金のほうにつきましては、小中学校のPTAの人数に従いまして計算し、そちらのほうに負担金として補助しておるものでございます。そちらのほうでどのように使うのかは、また結果のほうがこちらのほうに来まして、決めていただいているところでござい

ます。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 特に小中学校PTA補助金153万円というのは額もそれなりにありますので、どのように使っているのかというところを少し調べていただいて、有効に使われているのかというところも調査していただきたいかなと思います。これは要望です。

質問は以上です。

○委員長（内田敏雄委員） ほかに質問はありますか。

質疑があるようですが、暫時休憩とします。再開は2時10分とします。

休 憩 （午後 1時57分）

再 開 （午後 2時08分）

○委員長（内田敏雄委員） 再開します。

質疑はありますか。

井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 井上です。2点ばかり質問させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

初めに、行政報告書の102ページの下のほうですけれども、スクールガードリーダーのところをお願いします。よろしいでしょうか。スクールガードリーダーのところでは、学校巡回の指導とか子どもの見守り活動、防犯訓練などの業務を行うということで、小学校各校に1名ずつ配置されているということでございます。今特に子どもの見守り活動なのですけれども、いろんなところできじめ問題が発生しておりまして、第三者委員会とかそういうところを設置して、本当に今いろんなことまで深く検証しているところがありまして、今裁判等になっているところもあるような状況でございます。いじめ問題はまだまだ根深いところに私はあると思います。そういうことも含めまして、このスクールガードリーダーが滑川町でも小学校へ配置されている要因の一つと思うのですけれども、やっぱりスクールガードリーダーさんがいることによって、子どもさんたちが安心、安全で教育活動ができる、そういうことで本当にいいやり方だなというふうに私は思っておりますけれども、これが現在は各学校に1名、小学校に1名ということなのですけれども、中学校には配置されていないのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局主席主幹（指導主幹）・学校教育担当（寺田陽介） 学校教育担当、寺田よりただいまの質問に答弁をさせていただきます。

現在小学校には1名ずつ配当ということで、合計3名のスクールガードリーダーが配当されてお

りまして、中学校には配当は今のところございません。

○委員長（内田敏雄委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） いじめ問題は、小学校もある程度大きな問題になる可能性もあると思いますけれども、特に中学生だと陰湿というのですか、陰で見えないような、そういう大きないじめ問題にも発展しているような、そういう例が結構今あります。そういうことで、小学校のみならず、やっぱり中学生においても見守り活動ですか、あと防犯活動、そういう防犯訓練等の業務についてガードリーダーさんがやってくださるというわけでございますけれども、中学校へも1名配置して、中学生に対しての業務を行っていただけたら、いろいろなことが未然に防げる、そういうことにもつながるのかなというふうに考えておるのですが、今後の考えはいかがでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局主席主幹（指導主幹）・学校教育担当（寺田陽介） 学校教育担当、寺田より答弁させていただきます。

こちらのスクールガードリーダーというのは基本的には、登下校を安全に過ごすというところがメインの主訴でございますので、今井上委員さんがおっしゃっていらっしゃいますいじめ等に関しましては、ちょっとまた別の案件になるかなというところでございます。

町内3小から中学校1校に上がることとなりますので、このスクールガードリーダーさんが3校の小学校に配置されていることによって、中学校の登下校もカバーできているというようなことも状況としてあるのかなというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「すみません。音が入っていないんですけどね」と言う人あり〕

○委員長（内田敏雄委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時14分）

再 開 （午後 2時15分）

○委員長（内田敏雄委員） 再開します。

井上委員。

○6番（井上奈保子委員） ただいま教育委員会のほうからスクールガードリーダーについて答弁をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。行政報告書の103ページをお願いいたします。103ページの真ん中辺りに幼稚園・小中学校空調設備設置リース事業が載っているのですが、ここではリースですから、幼稚園、小学校3校、それから中学校1校で、リースで今空調が稼働されているわけでございます。宮小と滑幼と中学校はガス式、それと月小と福小は電気式ということでリースでここに載っておりますが、宮小と中学校は655万7,760円ということで同じ値段でリース

されておりますが、これは何年という契約の下にリースされているわけですから、値段は去年と今年も変わっておりません。令和2年と令和3年とでリースの値段は変わっておりませんが、燃料代については変わっていると思うのです。

ちょっと調べてみたのですけれども、決算書の中を見ますと、幼稚園、小学校、中学校のところを見ますと、多分空調に使われた燃料費というのがここに載っているのです、この燃料費でいいのかなどうか、お聞きしたいのですけれども。燃料費を調べましたらば、宮小が87万512円、それから福小が6万6,834円、それから月小が1万6,025円、滑中が95万4,863円、それから滑幼が138万3,929円という、この燃料費が、5か所からこういう数字が出ているのですけれども、確かめてそれを教えていただきたいのですけれども、果たしてこの燃料費でよろしいのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、井上委員のご質問に答弁をさせていただきます。

井上委員のおっしゃるとおり、燃料費の中には空調のガス代が含まれています。普通月小と福小ですか、燃料費の額が少なかったのは、その学校で使う草刈機等のガソリン代ですとか、あとは体育館の暖房用のジェットヒーターの灯油とかもここから出しておりますので、そういったものが宮小や幼稚園については合算されて出ていますので、金額のほうが大きく違うということになっております。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） そうしますと、宮小と滑中と滑川幼稚園はガス式を取り入れられております。そうすると本当に同じガスでも、滑幼は多分子ども数も少ないし、そういうことで138万円と出たのかなと思うのですけれども、そこで質問したいのですけれども、年間を通しまして、去年は各幼稚園、小学校、中学における稼働日数の平均はおよそ何日ぐらいだったのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、井上委員のご質問に答弁させていただきます。

学校の稼働日数ということですか。登校日ということでしょうか。ではなくてエアコンの稼働日ですね。

〔「エアコンです」と言う人あり〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 実は手元に資料がないので、分かりません。学校に聞いても、もしかすると稼働日数までは把握していないかもしれません。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 以前滑幼へ私たち文教でお邪魔いたしましたときに、幼稚園の先生が、夏休みになる前に空調を入れていただいた時の話ですけれども、今までは外で遊んだりなんかして、お部屋へ入ってすぐ昼食を食べたら食べが悪かったという、そういうお話で、空調を入れた後に外から教室へ入ってすぐに昼食を食べたら、とても子どもさんたちがよく食べたということで、やっぱり涼しい中で食べると、子どもさんたちも食欲が出るみたいですよと、そういう幼稚園の先生からのお話をいただいたのです。ですから、やっぱり空調があるとなしとではそういうところ、まずは子どもさんたちのそういう食欲とか健康状態にまですぐそういうところが影響するのかなというふうに私も思ったのですけれども、ですから極力必要時にはエアコンは使って、私はそれは当然だと思っております。そのために空調を設置しているわけでございます。

もう一つ聞きたいのは、電気式とガス式とを取り入れられているわけなのですけれども、先ほど私がお聞きした燃料費が全てエアコンののではないという説明もいただきましたけれども、実際にエアコンにかかったガス、それから電気との燃料等の対比はどのぐらいだったでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、井上委員のご質問に答弁をさせていただきます。

燃料費の内訳なのですが、今手元に資料がございませんので、確認してガス代と、それからそれ以外の燃料費について内訳のほうを確認して、後ほど報告させていただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） せっかくガス式と、それから電気式を取り入れているわけですから、どっちが燃料が少なくて済むか。恐らくそういうことを頭に置いて、最初これを採用するときに考えて、月小と福小の場合はこれ、宮小と滑幼と中学校にはこの方式ということで、恐らくそれを考えてやったと思うのです。ですから、そういうことで多分根拠が分かると思うので、それをぜひお願いいたします。

それと、もう一つ、それに関連しているのですけれども、ガス式を採用するのは災害時に対応する機能も備えているということもここに載っております。それと、あともう一つお聞きします。園とか各小学校、中学校で2つの方式、ガス式、電気式を取り入れておるわけなのですが、災害時に対応する機能、それとほかの目的なども考慮して採用しているのかどうかもお聞きいたします。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、井上委員のご質問に答弁をさせていただきます。

4校1園、空調設備を導入する際には、各学校ごとに試算を行っています。電気のほうが効率がいいのか、ガスのほうが効率がいいのかということで検討させていただいております。幼稚園につ

いては、配膳室と、それから職員室以外は空調がなかったので、それ以外の部屋に全部整備する。小学校と中学校につきましては、建築当時に例えば校長室や保健室、また中学校は特別教室についても全て電気式のエアコンが入っておりましたので、それを考慮して、それ以外の部分に整備をすればどちらが得だろうかとということで試算をさせてもらっています。その結果、幼稚園、それから宮前小学校、それから滑川中学校ではガス式、月の輪小学校はオール電化という形で施設整備をしていましたので、電気式を選択させてもらっています。福田小学校については、教室数等の関係で電気式のほうが効率がいいでしょうということで、電気式のほうを採用して整備させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 分かりました。

今の災害時に対応する、ガス式ができるという、そういうことがありますけれども、これは避難場所となるためのそういうことを考慮してですか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、井上委員のご質問に答弁をさせていただきます。

災害時の対応ということで、ガス式の空調設備を設置する幼稚園、滑川中学校、宮前小学校がその対象施設になります。ガスのタンクを学校では常備しています。そのタンクの中のガスは、常に3分の2以上のガスがあるように、常に補給をされている状態になります。万が一災害があった場合、そのガスを使つての発電機等も学校では設置しています。また、簡易なかまど等もございますので、直接ガスを引いて煮炊きもできるような状況になっています。今言った施設が仮に避難所等で使用する場合について、電気と煮炊き用のガスが確保できているという意味で、ガス式の空調設備は災害対策の一面も持っているということで整備をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 分かりました。ガス式のメリット、電気のメリット、そういうのを考慮してやっていると思います。

それでは、以上答弁をいただいたのですけれども、稼働日数ですか、それについて、電気と、それから空調の各幼小中の稼働、おおよそのあれで結構ですから、正確なところは多分学校、園ごとですから、いつ使ったかも多分いちいち記載はないと思いますので、おおよそ小学校では夏休み前から恐らく使っていますから、それとあと夏休みの登校ですか、それとこれからまた秋になります。恐らく一年中、大概同じですから、ですから多分そんなには差はないと思いますので、おおよそで結構でございますので、どの程度の稼働があったかどうか、これをお聞きしたいと思います。それ

では、これは後でまた答弁をお願いしたいと思います。

それでは、以上2点につきまして答弁いただきまして、ありがとうございました。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長（内田敏雄委員） ほかに質疑ありますか。

阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 阿部弘明でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、環境課にお聞きしたいのですけれども、太陽光発電設備の設置の条例ができたわけですが、現在のこれに関わる事業者からの申請状況等についてお聞きしたいのですが。

○委員長（内田敏雄委員） 環境課、答弁願います。

○環境課主任・生活環境担当（齋藤敬己） 生活環境担当、齋藤が阿部委員さんの質問に答弁申し上げます。

4月から太陽光条例のほうが始動されて、ただいま事前協議の前段階と事前協議中を含めまして、相談中も含めまして現在7件、担当のほうにはご相談があります。細かい地区に関しましては、下福田が3件、上福田1件、中尾が2件、月輪が1件という形になっております。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） この経過というか、どんなところまで。例えば問題になったのですけれども、幾つかのところで事前協議を進めている中で、要するに文化財のほうで試掘調査を……

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員、決算のことについての質疑でよろしいですか。決算についての質疑。お願いします。ページ数を。

○14番（阿部弘明委員） この条例の制定のことが書いてあるでしょう、ここ。

○委員長（内田敏雄委員） 行政報告ですか。

○14番（阿部弘明委員） 行政報告書の82ページです。よろしいですか。このことの質問でよろしいですか。

○委員長（内田敏雄委員） では、阿部委員、続けてください。

○14番（阿部弘明委員） 続けてよろしいですね。

それでは、この中で教育委員会のほうに試掘調査を依頼して、それで試掘調査が行われると。そのために事業者が要するに木を全部伐採してしまうというようなことがあるのですけれども、この辺についてもうちちょっと。今そういうふうになっているところもあるので、これでは何のための条例なのかというのが問われるのです。要するに事業者が、町の指導で試掘調査をやるために木を全部伐採してしまったというようなことになると、山を守ろうというふうになっていたのが、逆に守れなくなってしまうような状況があるということになるとまずいというふうにするのです。その辺についてはどうでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 環境課、答弁願います。

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部委員さんのご質問に答弁いたします。

条例のほうができて、事業者のほうで相談をしていくという中で、事前協議の中でまだ進んでいない段階で、環境課では既にその中で伐採をしているというような状況については、内容について知ってはいないのですけれども、ただ私も環境課の以前には文化財のほうも担当しておりましたけれども、事業者については文化財の場合でも必要最低限の伐採という形でしていただくようお願いしていると思われまいます。環境課サイドは、その前に伐採というのをするということについては、特に事業者に対してお話ししておりません。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） これは、文化財の担当の方ともお話を聞きましたけれども、やっぱり環境課がまず最初に事業者からの申請相談を受けると。その段階でどういうふうな、要するに庁内いろんな課に事業者は通すために回るような感じになるわけだけれども、文化財のところでは、では試掘調査をするために木を伐採してやってくださいというふうになったら困るので。要するに申請が通るかどうかも分からないわけですから、最終的に通らなかったときにただ木を削った山が残ったみたいにならないようにしていただきたいのです。その辺の庁内の調整というのをきちんとやってもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 環境課、答弁願います。

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部委員さんのご質問に答弁いたします。

事業者のほうで事業を行う前、それぞれ担当各課を回りますけれども、その中でも環境のほうで第一ということで主導しておりますので、そういった点を含めて、関係各課、教育委員会等も含めて、そういったように指導していくように進めたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 続いて、これも環境課で決算書の76ページ、衛生費のところでは塵芥処理費のところなのですけれども、令和3年度というのはまだ寄居の民間委託というふうには、オリックスへの民間委託の前の決算だというふうに思ひます。

それに関連してお聞きしたいのですけれども、今オリックスの処理場の最終処分場というのがあの敷地内にあります。要するに今私たちがごみが、燃えかすなどが処理されて最終処分場に行くということになるのですけれども、その最終処分場の汚水は寄居の下水となって荒川に流されるといふふうになるのです。その汚水から、いわゆる有毒な、要するに河川の水質調査をやった先生がいるのですけれども、ビスフェノールAというのが検出されて、これが環境ホルモンというふうに言われる、人体に様々な悪影響を及ぼすというふうに言われているやつなのです。要するにそこが原因なのではないかと。要するに寄居のオリックスなどが使っている、あの敷地内にある最終処分場

から出た汚水ではないかというふうにも今言われているのです。そういうふうなことを、今県にもこの調査を求めているわけですが、結局私たちのごみの要するにそういったものが巡り巡って荒川を汚染し、今度はその荒川の水を浄水場から持ってきて私たちが飲むわけですが、そういうような非常に環境汚染というのが深刻な事態になっているなというふうに思うのです。

そういったことを町としても調査を依頼するというか、私たちの健康問題、そして河川の汚染問題になるようなことにならないようにしていかなければいけないなというふうに思うのですけれども、主にプラスチックなのです。廃プラなのですけれども、そういったようなものが最終的には最終処分場で捨てられてしまうというふうなことで、この問題について環境課としては、町のプラスチックの削減問題とか、そういったようなことについて今何か考えはありますか。

○委員長（内田敏雄委員） 環境課、答弁願います。

○環境課主任・生活環境担当（齋藤敬己） 生活環境担当、齋藤が阿部委員さんの質問に答弁いたします。

寄居のオリックスさんの近くの最終処分場というのは、埼玉県の整備センターの処分場です。そちらのほうなのですけれども、昨年度で申し上げますと、滑川町の資源プラスチックというのがオリックスさんのガス化の溶融炉のほうに入っております。そちらから残渣物というのは基本的には発生しないので、オリックスさんから最終処分場へ持ち込まれるという町のごみに対しては、現状はないかと考えております。

今後のプラスチックについてなのですけれども、広報とカレンダー等でも周知をさせていただいておりますが、現状ですと滑川町資源プラスチックと廃プラスチックということで2種類で分けさせていただいております。資源プラスチックになりますと、基本的に資源化といって再利用されることがメインになりますので、担当としても町民の方にしっかり広報、周知をさせていただいて、取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 次に、教育委員会なのですけれども、決算資料の96ページなのですが、この下のほうに委託料として学校施設等ごみ清掃委託料で289万円というのがあるのですが、これはどういうごみを処理しているのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育総務担当、権田が阿部委員さんの質問に答弁いたします。

こちらのほうは、各学校のごみになっております。あと、それから給食から出た牛乳パックなどになっております。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 食料残渣は入っているのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時43分）

再 開 （午後 2時44分）

○委員長（内田敏雄委員） 再開します。

教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） すみません。失礼しました。訂正させていただきます。

学校施設等のごみ清掃委託料ですが、家庭の一般ごみと一緒に、燃えるごみ、あとは廃プラスチックなどになります。

以上です。

〔「食料残渣は入っていますか。給食から出る」と言う人あり〕

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育総務担当、権田が阿部さんの質問に答弁いたします。

食料残渣のほうは入っておりません。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） それはどこに入っているのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局次長（澄川 淳） 教育委員会事務局次長、阿部委員のご質問に答弁をさせていただきます。

給食の食品残渣につきましては、給食委託料の中に含まれております。通常食べ残しについては、持ってきた食缶等に戻して、それをそのまま委託業者のほうに引き取っていただいて、食品残渣として処分をいただいております。

なお、先ほどの補足になるのですが、学校施設で出るごみについて、先ほど権田説明員が言ったように、牛乳パックのごみ処理もしておりますが、こちらにつきましては126ページの中段、牛乳パック等収集運搬処理委託料ということで、これは別の業者に委託しておりますので、別で予算を取らせていただいて委託しております。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 食料残渣の引取りの金額というのは分からないわけ、一緒になっているわ

け。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部委員のご質問に答弁させていただきます。

すみません。手持ちの資料で残渣の処分料は分かりませんので、確認させていただき、後ほどご答弁させていただければと思います。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） いわゆる生ごみについては、やはり資源として還元していくという考え方のほうがいいのかなというふうに思うのです。そのために、町も家庭の生ごみについてはそういった補助もしているわけですから。そういったことを教育委員会も少し考えてもらえれば、業者の委託料についても少しは削減できるのかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部委員のご質問に答弁をさせていただきます。

食品残渣の処分方法につきましても、今現在手元に資料がございません。確認して、処理委託量と処理委託の金額と併せてご答弁させていただければと思います。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 金額等もそうなのだけれども、要するに資源としてそれを循環させるような考え方を給食についても取るべきではないかなというふうに思うのです。要するに業者に委託して、引き取ってもらっておしまいではなくて、何らかの方法で肥料化するとか、そういったような形でやったらいいのではないですかというお話なのですけれども、そういう考え方はないですか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時48分）

再 開 （午後 2時49分）

○委員長（内田敏雄委員） 再開します。

教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部委員のご質問に答弁をさせていただきます。

実は今年度からなのですけれども、牛乳の飲み残しについては、処理業者のほうがガス化する、

要するに資源化して活用しているそうです。そういった同じような形で、給食の食品残渣が対応できるかというのは少し考えてみたいなというふうには思います。ただ、それにいたしましても、それが資源化できるような施設、設備等もないといけませんし、それを受け入れていただける業者がないといけないということもあります。また、今現在埼玉学校給食のほうで給食を委託して食品残渣のほうを処分していただいておりますが、それがどんな形で処分しているのか、それについてももしかするとそういった形での対応をしている可能性もありますので、確認して後ほど答弁をさせていただきます。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 一応要望として、できれば町内のそういった肥料が町内で使えるようにしてもらえるとありがたいのと、これは要望です。要するに業者が持っていってしまうのではなくて、よろしいですか。要望です。よろしくお願いします。

次、行政報告書の60ページなのですが、寝たきり老人手当ということで月5,000円の支給ということになっていて、これは在宅でも入所していても出るものなののでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 高齢介護課、答弁願います。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 高齢介護課高齢者福祉担当、武内より答弁をさせていただきます。

寝たきり老人等手当につきましては、在宅で生活している65歳以上の方で、おおむね6か月以上の寝たきり、または重度の認知症状の方を対象としております。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。このお金は、町の単独事業なののでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 高齢介護課、答弁願います。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 単独事業となっております。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 大変助かると思います。ありがとうございます。

あと、その下の緊急通報システムというのがあるのですが、現在43名の方が利用しているということですが、これらの方の要するに利用状況というか、通報システムをどのくらいの方が使っているかというのは分かりませんか。

○委員長（内田敏雄委員） 高齢介護課、答弁願います。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 実際に利用されている方が、通報にどの程度利用したかという数字はございません。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 消防署に聞かないと分からないという感じですか。

○委員長（内田敏雄委員） 高齢介護課、答弁願います。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） そのとおりです。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 消防署に問い合わせただけならばと思うのです。どのくらいの方が、非常時ですから、使っているかというのは非常に大事なことだというふうに思います。それで命が助かるというふうになりますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

あと、その次のページで見守りシール印刷製本というのがあるのですが、配布者が新規が1名と書いてあるのですが、これは今何人ぐらいの方が利用されているのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 高齢介護課、答弁願います。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 見守りシールにつきましては、現在も利用者1名となっております。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） なかなか増えないのですけれども、何か理由があるのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 高齢介護課、答弁願います。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 近隣市町村で数年前からこの事業を実施している自治体におきましてもまだ利用者が数名というところで、昨年からはじめました当町におきましては、これから増えていくのかなというふうに考えております。これから事業を知っていただけるように、周知活動をしてまいりたいと考えております。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 同じページなのですが、（9）の意思疎通支援事業ということで、これは聴覚障害者の支援なのですが、以前町で手話講座をやるというような話もあったのですが、あれは今やっぺらっぺらなんでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 福祉課、答弁願います。

○福祉課副主幹・社会福祉担当（奥野 忠） 福祉課社会福祉担当、奥野が答弁申し上げます。

令和3年度は手話奉仕員養成研修を予定してはいたのですが、新型コロナウイルスの緊急事態宣言によって中止とさせていただきました。今年度は、手話奉仕員養成研修を9月の頭から実施している途中でございます。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 次の63ページに移るのですが、障害者の方への就労継続支援ということでやっているわけなのですが、就労継続支援Bということで、町には受け入れる事業所が5事業所だと思えるのですが、あるのかなというふうに思うのですが、要するにこの支援を通じて就労に結びつくとかいうような実態というか、そういったようなのを教えていただけますか。

○委員長（内田敏雄委員） 福祉課、答弁願います。

○福祉課副主幹・社会福祉担当（奥野 忠） 福祉課社会福祉担当、奥野が答弁申し上げます。

就労Bのみだと把握はしていませんけれども、ページの1個前の就労移行支援と就労継続支援B型を合わせてですと、令和3年度の就職につながったケースにつきましては3件、前を見ると令和2年度は2名が就労のほうに結びついております。

以上になります。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 大変な事業だというふうに思いますけれども、ぜひ就労に結びつくような支援として今後ともお願いしたいなというふうに思います。

あと、全体のやつで、歳入のほうでちょっと私読み取れなかったのですが、子ども・子育て支援事業というのが始まって、国の制度で。それが、それぞれの保育園、また幼稚園などに補助金というか、いわゆる子育てにお金をかけないということで、3歳から5歳については無料で受けられるというような話になっていると思うのですが、その国からの支援策というのはこの中にはまだ入っていないのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 福祉課、答弁願います。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時59分）

再 開 （午後 3時00分）

○委員長（内田敏雄委員） 再開します。

福祉課、答弁願います。

〔「休憩お願いします」と言う人あり〕

○委員長（内田敏雄委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時00分）

再 開 （午後 3時00分）

○委員長（内田敏雄委員） 再開します。

福祉課、答弁願います。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（宮島栄一） 福祉課こども福祉担当、宮島から答弁をさせていただきます。

国が実施している子ども・子育て事業につきまして、今回の行政報告書、様々な事業を行うことにより網羅されていると思いますので、ご了承願いたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 国からの補助金というのは、どこの部分に入っていらっしゃる。

○委員長（内田敏雄委員） 福祉課、答弁願います。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（宮島栄一） 福祉課こども福祉担当、宮島がお答えさせていただきます。

国の補助金につきましては、決算書の……ちょっとお待ちください。20ページ、款国庫支出金、項国庫補助金、目2の民生費国庫補助金の中の3児童福祉総務費国庫補助金、ここら辺の関連が子ども・子育て関連の補助金となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。

この交付金というのは、一人頭幾らとかというような交付額ではないのですか。要するに子どもの保育に係る費用を国が面倒を見ますということなので、一人頭どのくらいだとかという話ではないのですか。算定の仕方を教えてもらっていいですか。

○委員長（内田敏雄委員） 福祉課、答弁願います。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（宮島栄一） 算定の方法につきましては、メニューごとに基準額と計算方法があります。基本的に児童1人につき幾らという補助金の交付の計算方法の補助金はなかったと把握しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。また後で教えてください。

あと、決算書の58ページの委託料で生活困窮者相談支援事業委託料ということで172万円と出ているのですけれども、この相談支援という中身を教えてもらっていいですか。

○委員長（内田敏雄委員） 福祉課、答弁願います。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（宮島栄一） 福祉課、宮島よりただいまの質問に答弁させていただきます。

こちらは事業につきましては、社会福祉協議会のほうに委託として発注させていただきました。社会福祉協議会さんのほうに相談員さんのほうを1名雇入れをしていただきまして、生活困窮等、相談窓口のご案内ですとか、具体的な生活困窮への対応の方法だとかの相談に乗っていただくという業務となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。ありがとうございます。

続いて、もう一度教育委員会へ戻るのですが、決算書124ページのオリンピックに関する費用が発生しているのですけれども、これはどこからか、国や県などから入ってきているお金なのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局主任・生涯スポーツ担当（強瀬和成） 教育委員会事務局生涯スポーツ担当、強瀬が答弁させていただきます。

こちらに関しましては、オリンピックに係る費用に関しては国県の補助金があってというものはなくて、町のほうで警備員等を委託する費用、県のほうで一括の発注で警備員等を委託しておりまして、そちらのほうの負担金等をお支払いしていて、国県から補助金が入ってきているようなものではございません。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） では、どこからも出ないお金だったわけなのです。ちょっといかがなものかというふうに思いますけれども、オリンピックをやることを決めたところで、お金を出してもらわないと困るなと思いますけれども、そうでもないのですか。

オリンピックに関するいろんな費用なのですけれども、私はそれに出すべきではないというふうには思いませんが、しかし私たち、オリンピックについてはいろんな議論があって、最終的にはやることになったわけですから、やったわけですから、その後あれだけの贈収賄が発覚をして、とんでもないオリンピックだったなというふうな、今になって思えばそういうふう思うわけです。そういったようなことに私たちの町も使われたというふうに思うので、いかがなものかというふうに思うわけです。

あと、もう一度教育委員会のほうで、総務関係だと思えるのですけれども、この前もちょっとお聞きした、98ページのところなのですけれども、教育振興費というところにいろいろタブレット端末だとか、いろいろ出てくるのですけれども、この前教育長がおっしゃっていましたが、今年からは要するにタブレット端末を持って帰って利用するというようなことまで言われていたけれども、そういった環境づくりというのは家庭の中で整備されるというようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局主席主幹（指導主幹）・学校教育担当（寺田陽介） 学校教育担当、寺田より答弁させていただきます。

各家庭のWi-Fi状況ですが、調査を事前に行わせていただきまして、9割以上の家庭がWi-Fi環境があるということで調査のほうは終了しております。ただ、Wi-Fi環境がない家庭もございますので、その家庭につきましてはモバイルWi-Fiのほうの貸出しをするような準備の手は

ずは済んでございます。ですので、必要となった場合につきましては、そちらのほうの契約は各家庭にさせていただいて、ご利用いただくというような方向で進めることができるかなと、準備は進んでおります。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） それは今年度ですか、来年度。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局主席主幹（指導主幹）・学校教育担当（寺田陽介） 学校教育担当、寺田です。

よろしく願いいたします。

もうポケットWi-Fiのほうは教育委員会のほうで準備は済んでおりまして、あとは契約のみを行えば使用できるというような状況には整ってございます。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。よろしく願いします。

あと、98ページなのですけれども、学校などの教職員の中でいわゆる非常勤、会計年度任用職員の方がどのくらいいらっしゃるのかということについてはどうでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時09分）

再 開 （午後 3時10分）

○委員長（内田敏雄委員） 再開します。

教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局主席主幹（指導主幹）・学校教育担当（寺田陽介） 学校教育担当、寺田より答弁させていただきます。

町内の授業を受け持つという形で雇用しておりますのは現在2名でございます。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 全体は分かりませんか。

○委員長（内田敏雄委員） 教育委員会事務局、答弁願います。

○教育委員会事務局主席主幹（指導主幹）・学校教育担当（寺田陽介） 学校教育担当、寺田より答弁させていただきます。

支援員につきましては、幼稚園5名、小学校が3校合わせて11名、中学校が3名というような状

況がございます。

以上です。

○14番（阿部弘明委員） 時間になりましたので、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長（内田敏雄委員） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（内田敏雄委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、令和3年度滑川町一般会計決算の全ての質疑を終結します。

暫時休憩します。再開は3時25分とします。

説明員の皆様には、大変ありがとうございました。入替えをお願いします。

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

休 憩 （午後 3時11分）

再 開 （午後 3時25分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

○委員長（内田敏雄委員） 再開します。

これより特別決算の審査を行います。

質疑は各委員、会計ごとに1回とし、一問一答、40分間とします。また、質問と回答については、質問者は質問席で行い、回答者は自席でお願いします。

それから、委員長権限で質問者、答弁者は着座のまま質問、答弁を行って結構です。

なお、町長、副町長、教育長に答弁を求める場合は、自ら指名をお願いします。

質疑に入る前に、各担当課の説明員の方がおりますので、各担当課長から説明員の紹介をお願いします。

最初に、岩附町民保険課長、お願いします。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長の岩附でございます。よろしくお願いいたします。

説明員の紹介につきましては自己紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 町民保険課年金国保担当の松本と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○町民保険課主席主幹・年金国保担当（関 静） 町民保険課年金国保担当の関と申します。よろしくお願いいたします。

○町民保険課主任・年金国保担当（厚目峻佑） 町民保険課年金国保担当の厚目と申します。よろし

くお願いいたします。

○町民保険課主任・年金国保担当（波多江美） 町民保険課年金国保担当、波多と申します。よろしく
お願いいたします。

○町民保険課長（岩附利昭） 以上、5名で説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（内田敏雄委員） 次に、會澤上下水道課長、お願いします。

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長の會澤でございます。よろしくお願いします。

説明員については自己紹介とさせていただきます。よろしくお願いします。

○上下水道課副課長兼主席主幹・下水道担当（神田 等） 上下水道課下水道担当、神田と申します。
本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道課主幹・下水道担当（上 武史） 上下水道課下水道担当、上と申します。よろしくお願
いいたします。

○上下水道課主任・下水道担当（長野純一） 上下水道課下水道担当、長野です。よろしくお願
いします。

○上下水道課長（會澤孝之） 以上、4名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願
いします。

○委員長（内田敏雄委員） 次に、篠崎高齢介護課長、お願いします。

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長の篠崎でございます。どうぞよろしくお願
いいたします。

説明員につきましては、それぞれ自己紹介とさせていただきます。

○高齢介護課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 高齢介護課介護保険担当、山岸と申します。
よろしくお願
いいたします。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 高齢介護課高齢者福祉担当、武内と申します。
よろしくお願
いいたします。

○高齢介護課主任・介護保険担当（鷲峰 怜） 高齢介護課介護保険担当の鷲峰と申します。よろ
しくお願
いいたします。

○高齢介護課長（篠崎美幸） 以上、4名で説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願
い
いたします。

○委員長（内田敏雄委員） 各担当課の説明員の紹介が終わりました。

最初に、令和3年度滑川町国民健康保険特別会計決算の審査を行います。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 13番、吉野正浩です。よろしくお願
い
いたします。

決算書の149ページをお願いします。保健事業費、保健衛生事業費の18番の負担金、補助及び交
付金、人間ドック補助金について伺います。人間ドック指定医療機関以外で受診した場合の人間ド
ック補助申請で、人間ドックの結果表を求めていると思います。誰も内容を他人にあんまり見せ

たくなような人間ドックの結果表を提出書類にしております。何のために求めているか、お伺いします。

○委員長（内田敏雄委員） 町民保険課、答弁をお願いします。

○町民保険課主任・年金国保担当（波多江美） 町民保険課年金国保担当、波多より答弁させていただきます。

申請と一緒に提出していただいた結果表は、データを入力し、特定健診等の件数に加味できるように集計するために提出を求めています。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） それでは、指定医療機関で実施した方の結果表も求めて入力しているわけでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 町民保険課、答弁をお願いします。

○町民保険課主任・年金国保担当（波多江美） 町民保険課年金国保担当、波多より答弁させていただきます。

病院より請求書と一緒に結果表を送付していただき、そちらの分につきましてもデータを登録しております。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） そういった特定検診とか、そういったものの資料等は公表しているのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 町民保険課、答弁をお願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） それでは、年金国保担当、松本より吉野委員さんのご質問にお答えいたします。

データの活用という点では、例えば令和3年度に実施いたしました滑川町データヘルス計画というものの中で健診の情報等、もちろん個人情報ということで氏名等には配慮しまして活用させていただきまして、滑川町の健康課題を抽出して、ひいては滑川町の医療費削減となるようにということで努力をさせていただいております。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 人によっては、検査の結果が非常に悪い結果等で、本来であれば補助金を受けたいのだけれども、そういったものをちゅうちょしてしまうことも考えられるような気がします。これは、どこの市町村でもこういった人間ドックの補助をする場合は、必ず結果表、個人のそういうようなものを提出させているのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 町民保険課、答弁をお願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） それでは、お答え申し上げます。

恐らくで申し訳ないのですが、ほぼ全部の市町村でやっていると思われます。やはり健康課題の抽出というと、住民の皆様がどういうお体の状態にあるかというのを知ることが一番ですので、そういった部分で、もちろん個人情報ですので、データヘルス計画とかにつきましても、契約の際には個人情報の取扱い、情報セキュリティの遵守、そういった部分を契約書の内容にうたわせていただきまして、適切に情報管理させていただいております。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 申請書の中に人間ドックの結果表というのを求めるようになっています。

提出書類にちゃんと書いてありますけれども、そういったいろいろのデータは、今後の事業に役立たいとか、そういうことをきっと相手に理解していただいて提出していただくようにしておかないと、ちょっと違和感あるのです。内容的にいい方ならいいけれども、悪い方だとちょっとちゅうちょするようなこともございます。ですから、その辺はもう少しあそこに注意書きでもいいから、このデータについてはこういったことをご利用させていただくと。もし利用が終わった場合は、必ず外に出さないような処分の仕方をするとか、そういうことを書いておくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 町民保険課、答弁をお願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 吉野委員さんおっしゃるとおり、大切な個人情報ですので、そういった配慮等、おっしゃるとおり、大変必要というか、必須となってくるかと思います。今後町民の方にはその辺も理解しやすい形で、情報提供できるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） ほかに質疑ありますか。

上野委員。

○5番（上野葉月委員） 上野葉月です。よろしくをお願いします。

行政報告書のほうでお伺いします。122ページ、傷病手当金についてなのですが、新型コロナウイルス感染症に感染した方で仕事を休むことを余儀なくされた方、傷病手当金が3件で32万円出たと書かれているのですが、新型コロナウイルス感染症にかかった方はもっと大量にいらっしゃると思うのですが、この3件の基準について教えてください。

○委員長（内田敏雄委員） 町民保険課、答弁をお願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本より上野葉月委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

傷病手当金支給の基準と申しますと、まず会社等にお勤めで給料をもらっている方が、新型コロナウイルスの影響で勤められなくて給料がもらえなかった、そういったところに傷病手当金を一定の基準で、過去の収入額の3分の2ということなのですけれども、大まかに申し上げますと。そういったところで支給させていただいております。あくまで給料ということで、例えば事業主とか役員の方、報酬とかというと支給の対象外になってしまいます。大変心苦しいところではございますけれども、以上のような国の財政基準に基づいた仕組みで行わせていただきますので、ご理解のほどよろしくお答えしたいと思います。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） これは、申請があった方に対し、審査をして支給するという形でしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 町民保険課、答弁をお願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答えいたします。

申請があった方に審査をした上で支給させていただいております。どなたがコロナウイルスにかかって勤めることができなかつたかというのはこちらでは把握していないので、申請していただくことが前提とさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 申請件数は何件あったのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 町民保険課、答弁をお願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 令和3年度に関しましては申請件数3件で、全件とも審査の上、支給決定とさせていただきまして、こちらの行政報告書の金額とさせていただきます。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

質問は以上です。

○委員長（内田敏雄委員） ほかに質疑ありますか。

阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 阿部弘明です。よろしくお答えいたします。

行政報告書の121ページですけれども、被保険者については131人の減少というふうになっている

のですが、医療費については増額というふうになっているのですけれども、これは何の原因かというのわかりますか。

○委員長（内田敏雄委員） 町民保険課、答弁をお願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本よりお答え申し上げます。

1人当たりの医療費、121ページの右下に37万8,283円ということで書かせていただきまして、増額、増えております。こちらのほうは、被保険者数は減っているのですけれども、被保険者全体で高齢化が進んでいる、そういったところが要因にもなっているかと思われま。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 増額の要因というのにコロナとかは関係ありますか。

○委員長（内田敏雄委員） 町民保険課、答弁をお願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答えを申し上げます。

私のほうでコロナの関係で幾らかかっているだろうということで週末に調べさせていただいたのですけれども、おおむね滑川町の負担として2,000万円弱がコロナにかかっている保険者負担額になっています。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） それも含めて、増額の原因だということになるわけですか。分かりました。

続いて、次のページ、122ページの先ほど出ていましたが、傷病手当金なのですが、申請してから支給されるまでの期間なののですけれども、ちょっと長い、要するに何か月かかかるというふうに言われたのですけれども、実際はどうなのでしょう。

○委員長（内田敏雄委員） 町民保険課、答弁をお願いします。

○町民保険課主任・年金国保担当（波多江美） 町民保険課年金国保担当、波多より答弁申し上げます。

申請をいただいた翌月にできるだけ支給が早くできるように手続をして、審査等をしております。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 申請を例えば9月にしたら、10月には支給されるということよろしいのですね。

○委員長（内田敏雄委員） 町民保険課、答弁をお願いします。

○町民保険課主任・年金国保担当（波多江美） 答弁いたします。

阿部委員さんのおっしゃったとおり、翌月に支給できるようになるべく審査のほうをしておりま

す。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） では、審査の中で何か不十分な点があったりした場合、要するに2か月、3か月かかるというふうに言われた人がいるのですけれども、そういうことはあるのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 町民保険課、答弁お願いします。

○町民保険課主任・年金国保担当（波多江美） 年金国保担当、波多より答弁いたします。

申請を受け付ける前に不備等を確認いたしまして、申請をいただく方にそこで説明をするので、受理した後はなるべく早く支給ができております。現在3件中、不備等があって支給が遅れたということはないです。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 申請するまでが結構皆さん大変で、事業所のいろいろなもの、書類に判こを押してもらわなくてはいけないとかがあるので、それからまた支給されるまでに時間がかかってしまうと本当に大変なので、なるべく早い支給をお願いしたいというふうに思います。

次は、次のページの特定健診と保健指導の件なのですが、特定健診については令和2年度からがぐっと減ったのが持ち直しているようなのですけれども、特定保健指導についてはなかなか戻らないという感じなのですが、これだけ下がってしまったままになっている原因と、それと対策を教えてください。

○委員長（内田敏雄委員） 町民保険課、答弁お願いします。

○町民保険課主席主幹・年金国保担当（関 静） 年金国保担当、関のほうから答弁させていただきます。

阿部委員さんおっしゃるように、特定保健指導につきましては令和2年度、令和3年度は1桁となっております。原因といたしましては、やはり新型コロナウイルス感染症の影響が一番大きいと思われまます。基本対面で個別指導を実施しておる形を取っておりますので、感染症の影響は否めなかったと思います。

対策につきましては、他の自治体の例を申し上げますと、対面が難しいということで画面上でやり取りしているところもあるようなのですが、滑川町はそこまではやっておりませんで、1つの医療機関に委託をしまして特定保健指導を行っております。本来であれば、自前で町のほうで令和元年までやっていたようにできればいいのですけれども、令和2年、令和3年につきましては1つの医療機関に委託している状況でございます。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 令和2年からのそういった方式を変えたということは、コロナのことが影響なのですか。ちょっと教えてください。

○委員長（内田敏雄委員） 町民保険課、答弁をお願いします。

○町民保険課主席主幹・年金国保担当（関 静） 年金国保担当、関のほうから答弁させていただきます。

おっしゃるように、コロナ感染症の影響で保健指導率が下がっている状況でございます。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 対面の指導が難しいということなのですね。分かりました。いいです。

あと、国保の基金の状況について教えてください。

○委員長（内田敏雄委員） 町民保険課、答弁をお願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本より阿部委員さんのご質問にお答えします。

国保の基金の状況ということで、国民健康保険の財政調整基金ということで、令和3年度に1,000万円を積み立てまして、おおよそ4,000万円の現在高となっております。

以上です。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。ありがとうございました。

私の質問を終わります。

○委員長（内田敏雄委員） ほかに質問ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（内田敏雄委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、令和3年度滑川町国民健康保険特別会計決算の質疑を終結します。

次に、令和3年度滑川町介護保険特別会計決算の審査を行います。

質疑ありませんか。

井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 井上です。1点だけ質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

行政報告書の132ページをお願いいたします。真ん中のところの（5）番の予防給付のところをお願いいたします。ここに書いてありますように、要介護認定で要支援1または要支援2と認定された方、または基本チェックリストにより総合事業対象者となった方に対し、介護が必要になることを予防し、介護が必要になってもそれ以上悪化しないように高齢者の自立を支援しますということで、その下に令和3年度のサービスの計画対象者のサービス利用の利用者の数がリストされております。そこで、支援1、支援2というのは分かるのですが、その下に事業対象者という言葉があるのです。先ほど私が最初にここで読み上げたように、その文言で総合事業対象者という言葉があるのですが、恐らくこれがこのリストの中の事業対象者というのと同じものだと思うのですが、事業対象者とあるのは、現在というか、このリストの人数の人たちがどのよう

な状態であった人なのか。

そしてまた、私の考えなのですけれども、今高齢者では正常な状態、健康状態から、今度は幾らか悪化して普通ではない状態になるというのをフレイル状態になるという、そういう言葉がありますけれども、恐らくこの事業の対象者はフレイル状態にある人なのかなというふうに私は思うのですけれども、これの説明をお願いいたします。

○委員長（内田敏雄委員） 高齢介護課、答弁願います。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 高齢介護課高齢者福祉担当、武内より答弁をさせていただきます。

今お話をいただきました総合事業対象者とは、介護予防・日常生活支援総合事業が始まったときにできたもので、大きな特徴としましては要介護認定の申請を行わなくても介護予防のサービスができる方となっています。簡易型の25項目のチェックリストというものがございまして。そのチェックリストによって、総合事業の対象となるのかどうかというのを判定しております。先ほどフレイルというお話があったのですけれども、例えば腰が痛くて外出ができなくなってきたとか、食欲がなくなってきたなどちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまうことがございます。そのため、いつまでもお元気でいただくために、症状が重くなる前に介護予防を取り組んでいただきたいといった方を対象としております。

○委員長（内田敏雄委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございます。

そうしますと、令和3年度の事業対象者の人数が4月、5月、6月とって3月までのリストで大体コンスタントに人数が出ておりますが、この人たちはこのチェックリストの中からリストアップされた人だと思うのですけれども、このリストを作るに当たりまして、基本チェックリストをするときのまず最初のそれがスタートするときの対象者ですか、全体の対象者は何人ぐらいいたのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 高齢介護課、答弁願います。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 最新の数値で申し上げますと、令和4年8月末現在で申し上げますと、総合事業の対象者としてチェックリストで対象となっている方は24名ございます。そのうちサービスを利用されている方は19名となっております。

令和3年度の表を御覧いただいておりますが、令和3年度もこれは11月現在の数値なのですが、総合事業対象者25名となっております。その25名のうちのサービスを利用いただいている人数が、こちらの表の数値となっております。

○委員長（内田敏雄委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございます。

サービス利用とありますけれども、事業対象者に対するサービスというのはどの程度のことをや

っていただけるのですか。

○委員長（内田敏雄委員） 高齢介護課、答弁願います。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 事業対象者にご利用いただくサービスなのですが、基本的には要支援1、要支援2の方と同じ通所介護と訪問介護はご利用いただけます。

ただ、事業対象者でご利用いただけるのは、通所介護と訪問介護の2種類のサービスとなっております。ほかの例えば福祉用具を借りたいとか別のサービスのご希望があった場合には、介護認定を申請していただける状態かどうかを判断しております。

○委員長（内田敏雄委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございます。

そうしますと、このチェックリストをやったときの判定者の中で要支援1、要支援2、あるいは事業対象者に入らなかった、この範疇にはなかった、もう少し丈夫な人というか、健常に近い人、その人たちもいるのではないかなと思うのですけれども、その人たちはどのくらいいますか。特に何にもしなくても、年寄りなのだけれども、何とか自分でできるから、通所も要らない、訪問介護も要らない、そういうことでサービスはいただかなくてもいいという、いわゆる自分で何とか1人で高齢者であっても大丈夫だという、そういう人たちというのは全体のどのくらいいますか。

○委員長（内田敏雄委員） 高齢介護課、答弁をお願いします。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 基本的には何か介護サービスを利用したい方に対して、介護保険の申請ですとかチェックリストのほうを実施させていただいておりますので、介助が必要な方に申請をいただいているのですけれども、正確な数字はないのですけれども、認定を受けていても何とか自分でやっているのです、サービスは利用しませんという方はいらっしゃいます。

町のほうで一般介護予防事業というので、65歳以上の方はどなたでも利用できる介護予防事業のほうを行っておりますので、そちらの事業を利用していただくようにご案内したりしています。

○委員長（内田敏雄委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） ただいまの説明をいただけまして了解いたしました。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

◎会議時間の延長

○委員長（内田敏雄委員） お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（内田敏雄委員） ご異議ないものと認めます。

本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○委員長（内田敏雄委員） ほかに質疑ありますか。

上野委員。

○5番（上野葉月委員） 上野葉月です。質問いたします。

行政報告書の125ページ、126ページなのですけれども、126ページのほうで（2）、地域密着型サービス受給者数、それから（3）のほうで施設介護サービス受給者数等とあります。現在介護を受けている方で、いわゆる在宅で介護生活を送っている方と、施設入所の形で介護サービス、介護生活を送っている方で、人数としてはどこの数字を見ていけばいいのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 高齢介護課、答弁願います。

○高齢介護課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 高齢介護課介護保険担当、山岸より上野委員さんの質問にお答えさせていただきます。

行政報告上ではその数値が出てございません。申し訳ございません。こちらのほうで本日申し上げることができるデータがございませんので、担当のほうに後で聞いていただければ詳しい数が出せると思います。お願いいたします。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） では、同じ分類での質問で、人数ではなく金額的なものというところできくと、4、保険給付費の状況というところで、1番目に訪問通所サービス、そして下のほうに介護老人福祉施設というのがあるのですけれども、在宅なのか、施設入所なのかというところを見ていくのでは、この辺の数字を見ていけばいいのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 高齢介護課、答弁願います。

○高齢介護課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 答弁させていただきます。

上野委員さんのおっしゃるとおりでございます。その他、居住系と施設系という分類がございますので、詳細につきましてはこれがずばりその数字とは申し上げられないのですけれども、大まかな数値としてはこの数値となっております。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） では、大体のところを見たい場合であれば、訪問通所サービス2億1,252万円が在宅の方、そして介護老人福祉施設の2億3,172万円が施設で過ごされる方というふうに見ていってよいということでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 高齢介護課、答弁願います。

○高齢介護課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 山岸のほうより答弁させていただきます。

おっしゃるとおりでございます。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 今後介護が必要な人口は増えていくと思われます。その中で、施設介護がいいのか、それとも在宅介護がいいのかという議論というのはずっとあるかと思うのですけれども、どちらの方向を充実させていく方針であるかだとか、現在やっておられるところでどちらの方法がより効率的というか、初めのところにも述べてあるというのですけれども、自分らしく暮らせる老後というものに近いものかという感触でもいいのですけれども、方向性というものをもちてしたら教えてください。

○委員長（内田敏雄委員） 高齢介護課、答弁願います。

○高齢介護課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 高齢介護課、山岸よりご回答いたします。

一担当の意見では町の意見とはならないのかもしれないのですけれども、こちらのほうで計算させていただいている上で感じるのは、在宅で通所サービスなりリハビリ等へ通いながら、家族と一緒に生活しながら介護と向き合っていくというような方向性が、滑川町にも合っていると思います。また、施設を利用して介護の家族の負担が少なくなるという面でも、介護保険のほうの利用の意義があるのかなと思います。ただ、金額の面でご家族それぞれ事情があると思いますので、そちらのほうは介護保険担当や包括支援センターのほうとご相談していただきまして、よりよい介護保険サービスが利用できるように、こちらのほうも努めていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

今後介護関係の費用というのはどんどん増大していくのかなと思いますので、そうしますと現状どういうふうに使われているのか、どの使われ方が介護予防に役立っているのか、費用対効果ということもありますし、なるべく数字に上げて、今後の資料になるような統計的なものをまとめていて、それを方針としていけるようになったらいいかなと思います。

質問は以上です。

○委員長（内田敏雄委員） ほかに質疑ありますか。

阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 阿部弘明です。よろしく願いいたします。

まず、町の介護全体の状況なのですからけれども、認定率というのは今何%ぐらいでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 高齢介護課、答弁願います。

○高齢介護課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 高齢介護課介護保険担当、山岸より阿部委員さんの質問にお答えさせていただきます。

令和3年度認定率は13.0%、583名となっております。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） これは、全国的にもどのぐらいのレベルでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 高齢介護課、答弁願います。

○高齢介護課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 答弁させていただきます。

まず、埼玉県の数値でいきますと16.2%、全国は18.9%となっております。埼玉県内61保険者中滑川町は58番目となっております。全国では1,571中1,537番目と、大変すばらしい数字となっております。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） この報告書にもそういった数字は入れておいたほうがいいかなんていうふうにも思いますけれども、非常にお年寄りも元気であるということだというふうに思いますので、今後についてもよろしくお願ひしたいと思います。

あと、127ページなのですけれども、特別障害者に準ずる障害者認定なのですけれども、1件だけだったのですけれども、要介護4から5というふうになるとかなりの方がいらっしゃるわけなのですが、認定の要件という、そんなに難しい要件ではないのかなというふうに思うのですけれども、少ないというのはそのことの周知が足りていないのかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 高齢介護課、答弁願います。

○高齢介護課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） ご回答させていただきます。

阿部委員さんのおっしゃるとおり、周知が少し足りないのかもしれないのですけれども、単純に要介護4以上の方というわけではなく、その方でまたさらに一定の要件を満たす方という少し複雑な内容になっております。対象者は144名おったのでありますが、全員に行き届きますように広報、ホームページ等で町のほうは周知をしたはずなのですけれども、また今後周知の方法等を検討させていただこうと思います。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 対象者が誰かというのは分かるのですか、そちらで。

○委員長（内田敏雄委員） 高齢介護課、答弁願います。

○高齢介護課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 答弁させていただきます。

こちらのほうでは抽出をかけて、条件を満たす方ということでシステムで分かります。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。自分で申告しないといけないので、なかなかあれですけれ

ども、しかし障害者の認定をされればかなりの控除になりますので、それはぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

あと、この上の利用者負担額軽減制度、これも町単独事業だと思えるのですけれども、そうですか。

○委員長（内田敏雄委員） 高齢介護課、答弁願います。

○高齢介護課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 答弁させていただきます。

町単独の事業でございます。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 非常に町民の皆さんはかなりの方が利用されているというふうに思いますので、また引き続きお願いしたいなというふうに思います。

もう一つだけ。介護保険料が第7期になったのでしたか。軽減されたわけなのだけれども、これを見ると依然として、要するに歳出のほうが非常に少ないような状況なのだけれども、これというのはこの辺はどうお考えでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 高齢介護課、答弁お願いします。

○高齢介護課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） ご回答させていただきます。

コロナの影響もございまして、少し歳出のほう、給付費が少なくなっておりますが、令和2年度から令和3年度は約5,000万円増えておりますので、やはりこれから高齢化進みますので、不測の事態も見込みまして給付費のほうも考えた上での保険料の算定となっております。

以上です。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。ありがとうございました。

私の質問を終わります。

○委員長（内田敏雄委員） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（内田敏雄委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして令和3年度滑川町介護保険特別会計の質疑を終結します。

次に、令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計決算の審査を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（内田敏雄委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計決算の質疑を終結します。

次に、令和3年度滑川町下水道事業特別会計決算の審査を行います。

質疑ありませんか。

吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 13番、吉野正浩です。よろしく申し上げます。

ページでいいますと205ページです。管渠維持管理費、負担金、補助及び交付金ということで、市野川流域維持管理負担金及び建設事業費の負担金、補助及び交付金の関係なのです。これは、市野川水循環センターへの負担金とかだと思えるのですけれども、今度総務建設常任委員会でここを視察調査するわけなのですけれども、市野川流域維持管理負担金の内容、どういうふうに積算されているのか。また、建設需要費のほうの市野川流域下水道建設負担金、両方合わせると1億4,000万円ぐらいになるのかな、3,000万円ぐらいになるのですか、なかなか高額なのですけれども、ちょっと積算方法を教えていただきたいと思います。

○委員長（内田敏雄委員） 上下水道課、答弁願います。

○上下水道課主任・下水道担当（長野純一） それでは、下水道担当、長野より吉野委員さんのご質問に答弁させていただきます。

まず、市野川流域下水道維持管理負担金につきましては、市野川流域下水道関係市町の滑川町、嵐山町、小川町と埼玉県と維持管理費に係る負担金について協定を結んでいるものになりまして、令和3年度におきまして埼玉県の市野川流域下水道へ流入した処理水量に応じて負担金を支払ったものになります。まず、負担金の処理単価のほうは1立方当たり87円。それで、負担金の対象となります年間処理水量につきましては118万179立方、こちらが金額の根拠となっております。

続きまして、市野川流域の建設負担金につきましては、積算価格のほうなのですけれども、こちらも市野川流域下水道の滑川町、小川町、嵐山町の3町で負担割合に応じて納入しているものになりまして、令和3年度につきましては市野川流域下水道の総事業費が5億4,872万2,000円となっております。その中で9,453万4,000円が滑川町、嵐山町、小川町の3町の負担分となっております。滑川町の負担割合というのが下水道の接続人口の割合で決まっております。現在20.17%となっております。その中で1,906万7,507円が滑川町の負担金として納入しております。実際に行った工事なのですけれども、処理場の汚泥脱水機の改築工事、その他処理施設の電気設備の改築工事がメインとなっております。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） ありがとうございます。建設費のほうは分かりました。

維持管理費というのはどのような、ランニングコストなのですか、これは。維持管理費の負担金はどのようなものなのですか、お金は。

○委員長（内田敏雄委員） 上下水道課、答弁願います。

○上下水道課主任・下水道担当（長野純一） 下水道担当、長野より答弁させていただきます。

こちらランニングコスト、いわゆる処理費用になっておりまして、滑川町から当然市野川流域下水道に接続して流していますので、向こうの処理メーターのほうでこれだけ流れてきたというので、

水量の実績に応じてお支払いしているものになります。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） ありがとうございます。

要は何の費用なのですか、これは。事務費とかいろいろあるではないですか。これは、県だっ
て払っているわけですね、当然。ランニングコストだと思うのですが、何なのですか、これは。

○委員長（内田敏雄委員） 上下水道課、答弁願います。

○上下水道課主任・下水道担当（長野純一） 下水道担当、長野より答弁させていただきます。

向こうの処理場の事務費ですとか薬剤費とか運営に係る汚水処理、汚れた水をきれいにするため
に係る事務費用全てという形になります。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 人件費なんかまで負担しているのでしょうか。

○委員長（内田敏雄委員） 上下水道課、答弁願います。

○上下水道課主任・下水道担当（長野純一） 下水道担当、長野より答弁させていただきます。

人件費なども全て含めたものになってございます。

以上です。

○委員長（内田敏雄委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（内田敏雄委員） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（内田敏雄委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、令和3年度滑川町下水道事業特別会計決算の質疑を終結します。

次に、令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計決算の審査を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（内田敏雄委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計決算の質疑を終結します。

次に、令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計決算の審査を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（内田敏雄委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計決算の質疑を終結します。

これをもちまして、認定第1号 令和3年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についての
質疑を全て終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（内田敏雄委員） 討論なしと認めます。

これより認定第1号 令和3年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてを採決しま
す。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（内田敏雄委員） 全員起立です。

よって、認定第1号 令和3年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定については原案のと
おり認定することに決定しました。

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（内田敏雄委員） 次に、認定第2号 令和3年度滑川町水道事業会計における剰余金処分
及び決算の認定についての審査を行います。

質疑に入る前に、會澤上下水道課長に説明員の紹介をお願いします。

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長の會澤でございます。よろしくお願いします。

説明員については自己紹介とさせていただきますので、よろしくお願いします。

○上下水道課副課長兼主席主幹・水道管理担当（高坂真理子） 上下水道課水道管理担当、高坂と申
します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道課主任・水道施設担当（柳岡俊哉） 上下水道課水道施設担当の柳岡と申します。よろ
しくお願いします。

○上下水道課長（會澤孝之） 以上、3名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（内田敏雄委員） 本件についても既に説明が終わっていますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（内田敏雄委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（内田敏雄委員） 討論なしと認めます。

これより認定第2号 令和3年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定につい

てを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（内田敏雄委員） 全員賛成です。

よって、認定第2号 令和3年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定については原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（内田敏雄委員） 以上をもちまして、当委員会へ付託された案件の審査は全て終了しました。

委員会の審査並びに議事の進行につきましては、委員各位並びに執行部説明員の皆さんの誠意と熱意あるご発言をいただき、当委員会の目的が達成できましたことに感謝と御礼を申し上げます。

これをもちまして認定第1号 令和3年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について並びに認定第2号 令和3年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてに関わる決算審査特別委員会を閉会します。大変ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） 決算審査特別委員会、内田敏雄委員長、松本幾雄副委員長をはじめ、委員各位、町執行部の皆さんには、午前9時からの開会にもかかわらず、真剣かつ熱心なる質疑をいただき、大変感激しております。この決算審査特別委員会を受け、内田委員長には後刻、審査報告を議場で行っていただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

議員各位には、明後日の28日は午前10時から議案審議を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

（午後 4時23分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年9月26日

臨時委員長

委員長

署名委員

署名委員

署名委員